

令和元年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

令和元年9月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項の要旨	質問の相手	備考
1	11番 中村 末子	1. 福祉のあり方について ①お年寄りの状況把握について。 ②障がい者の状況把握についてと支援はどうか。 ③子ども支援における現在の取り組み。 ④災害における対応及び支援内容はどうか。 ⑤福祉と教育の繋がりについて。 ⑥地域との連携及び状況の認識の互換性。 ⑦行政事務連絡員と公民館長の認識における地域把握状況はどうか。	町長 教育長	
		2. 農業支援体制について ①畜産クラスター事業等、どのような支援ができるのか。 ②作物の差別化及び有機農業政策について。 ③お茶生産農家への支援のあり方はどうか。 ④一ツ瀬川土地改良事業内の管劣化対策について。 ⑤一ツ瀬川土地改良事業内の未施工地の売買について。 (1)購入した未施工地と以前から所有する施工地との関係について。 (2)施工地・未施工地にかかわる地域住民との関係は。また必要な対策は。	町長	

		<p>3. 台風災害に備える対策について</p> <p>①屋外放送について雨風対応できる対策はないのか。</p> <p>②道路関係では、道路脇の樹木など倒れる危険性のある個人所有竹、木などへの伐採を含め支援できる体制はできないのか。</p> <p>③町営住宅の屋根のシートに関して、いつまでに対策可能か。どの位の予算と施工業者が必要なのか。</p> <p>④警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）に関して、お年寄りの移動手段確保についての考え方はどうか。</p> <p>⑤農家の台風災害への備えについて、防災情報に関してのあり方はどうなっているのか。</p> <p>⑥空き家などで台風によって壊れる可能性についての確認はできているのか。</p>	町長	
2	13番 日高 正則	<p>1. 成年後見制度について</p> <p>①制度利用拡大に向けて、中核機関を設置する考えがあるのか伺う。</p> <p>②後見業務のチェック体制は、どのように考えておられるか伺う。</p>	町長	
		<p>2. 道路の維持管理について</p> <p>①道路愛護事業の内容と実績について伺う。</p> <p>②各地区で高齢化が進み、草刈り等の作業ができない状況があるので、道路愛護事業の予算の増額はできないか伺う。</p> <p>③道路の老朽化に伴い、舗装の点検、修繕はどのように考えておられるか伺う。</p>	町長	
3	10番 古川 誠	<p>1. ふるさと教育の推進について</p> <p>①ふるさと教育のあり方について。</p> <p>②小中学校の取り組みについて。</p> <p>③石井十次・秋月種茂について。</p> <p>④ふるさと教育の進め方について。</p> <p>(1)カリキュラム・マネジメントについて。</p> <p>(2)地域人材の活用について。</p> <p>⑤観光教育について。</p>	教育長	

	2. 学校給食について ①食育・地産地消の取り組みの現状について。 ②児童・生徒の朝ごはんの状況について。 ③給食の安全管理について。 ④食物アレルギー対応について。 ⑤休日の給食実施の対応について。 ⑥保護者への食育と地域との交流の取り組みについて。 ⑦給食費徴収業務負担軽減について。	教育長	
--	---	-----	--

出席議員（13名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	8番 黒木 正建君
10番 古川 誠君	11番 中村 末子君
12番 春成 勇君	13番 日高 正則君
14番 杉尾 浩一君	15番 緒方 直樹君
16番 青木 善明君	

欠席議員（1名）

7番 黒木 博行君
-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 児玉 洋一君
教育長 …………… 川上 浩君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	河野 辰己君
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君	建設管理課長 …………… 恵利 弘一君
農業政策課長 …………… 横山 英二君	農業委員会事務局長 …… 飯干 雄司君
地域政策課長 …………… 渡部 忠士君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 山下 美穂君	健康保険課長 …………… 宮越 信義君

福祉課長 …………… 中里 祐二君      税務課長 …………… 杉 英樹君  
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君      教育総務課長 …………… 野中 康弘君  
社会教育課長 …………… 稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、11番、中村末子議員の質問を許します。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。おはようございます。熱くならないように一般質問していきたいと思えます。

日本共産党の中村末子が、3項目について質問を行います。

6月議会で、包括支援、基幹相談、子ども支援についてお伺いしました。しかし、社会福祉協議会の方々は傍聴にお見えになっていましたが、すぐには解決できない問題だとは思いますが、訪問活動はすぐにでもできることではあると考えます。お年寄りや障がい者の状況把握について、訪問活動が重要だと考えますがいかがでしょうか。

7月には報告したとおり、文教厚生常任委員会で大阪狭山市などを訪問してまいりました。大阪狭山市では、生まれる前から小中高、大人、お年寄りの方にまで対応できる施設UPっぷというところを見てきました。その中でも、特に小中高の過ごし方に一つの実践場所として報告してきましたが、これはぜひ福祉、健康保険、教育委員会で別途視察研修を行って欲しいと思えました。

私は、このことをただ単に行政調査に終わらせたくないとの思いから、図書館、社会福祉協議会へのアプローチを行ったところですが、1週間でもいいから、なんとか実践できないかとの思いからでした。

特に、夏休みが目前でもありましたので、親が安心して子育て応援できる場所づくりが必要だと感じたからです。このことについての捉え、考え方について、町長及び教育長のお考えをお伺いしたい。

子ども支援についての現在の取り組み及びそのための職員数は不足していないのかお伺いします。具体的にお答え願いたいと思えます。

また、この問題は広く自治公民館のあり方にもつながると考えます。その理由は、子育ては昔ら地域での声かけを初めいろんな行事等に参加して、地域に住む方々との交流などが将来大人になっても有効な生活をする上での基礎となるからだと考えますがいかがでしょうか。

地域の中で、子育て支援を行っている地域はあるのでしょうか。また、子ども育成会は

あってもその中だけでの活動になってはいないでしょうか。把握されていればお答え願いたいと思います。

高鍋町には行政事務連絡員制度がありますが、自治公民館長さんとの二足のわらじが多いと思います。形骸化しているのはいないかお伺いします。

その理由は、行政事務連絡員さんが世帯数把握をなさっているようですが、その数は手当に反映しているのでしょうか。人口は減るのに世帯数が減らない、空き家が多くなっている、それも世帯数に反映しているのかお伺いします。この数が実態とかけ離れていると大きな問題、災害時などでは大きく左右してくると思います。世帯数とはどのような実態をいうのでしょうか。

行政事務連絡員さんの中には、命令口調で役場職員に言われるのを聞いていて、議員も同じでしょうが何ともいえない気持ちになります。法令上、条例上での区別はしっかりと学び、どのような立場でいるのか理解されていないと、このような問題が発生すると考えます。

また、そのことが自治公民館での活動について禍根を残すことにもなりかねないと考えますがいかがでしょうか。

自治公民館長のあり方としては、どのような指導、行政事務連絡員さんへの指導についてはどのようになされているのかお伺いします。

次に、クラスター事業と農業支援がありますが、現在国支援で町内で使える事業名及び組合型の利用、県の指導のもと行われる児湯郡など圏域で使える事業とは幾つぐらいあるのでしょうか。そのうち事業化できると考えておられる事業名はあるのでしょうか。

今は有機農業は当たり前ですが、県ではひなた事業として認定するなど各種あるようですが、作物の差別化及び有機農法についての農家の反応はどうでしょうか。集団で行う補助金取得などがあり、今までも幾つか行ってきましたが、その事業の内容を周知されている農家の方はどのぐらいあるのか私は疑問に感じております。

事業に関しての制度利用はもちろんですが、農家の方が使いやすいものが一番です。現在まで行ってきた事業のうち、成功している事業数はどの分野でどのくらいでしょうか。

一ツ瀬土地改良事業は、年数経過とともに管の劣化が懸念されますが、このことについての考え方を伺います。

また、この範囲での売買には複雑な心理が地域間住民間で出ているようです。未施工区では、土地改良事業負担金を支払わないまま現在に至っておりますが、そのことに関し、未施工区の土地所有者に対して施工した区域所有者間で、しないほうが利口だったなどが出ています。これでは、管劣化に伴う工事を行うことになっても非常に難しい状況が出てくるのではないかと非常に心配していますが、その辺の調査はなされているのかお伺いします。

次に、台風災害に備えての対策関係をお伺いします。一般質問提出時は台風8号通過時点でしたので、既に対応されている箇所については御容赦ください。

屋外の放送について、風雨時点では聞こえないなどがありますが、私は住民からそのような声を聞いた時点で戸別受信機への変更をお願いしていますが、基本的にはテレビ、ラジオなどから出てくる予報をしっかりと把握することが大切だと思いますが、そのことについて周知徹底はなされているのでしょうか。

また、道路関係で雨だけでは倒れなくても風が伴うと倒れる危険性のある箇所が高鍋町内で多いとは思いますが、把握されてるのかお伺いします。

また、その問題については、黒木正建議員の質問に対して個人所有でとの答弁でしたが、災害が発生して道路遮断ということになるより行政事務連絡員さんなどをお願いして、所有者がはっきりしてる場合、伐採など協力していただけることはできないのか。またその場合、伐採した木や竹などの処分に関しては町が協力することも条例か規則などで対応できるお考えはないかお伺いします。

町営住宅の屋根工事に関しては、そこに住んでおられる方から心配して何度も電話があり、出かけてまいりました。その際、ある住民から、私たちは年金も低いしこんな住宅にしか住めんから、役場の人はばかにしてるんじゃないのかと言われました。言い過ぎかもしれませんが、同じ立場に立てば理解できます。今のままの補修で終わるのか、それとも建て替えを含め抜本的に改善するつもりがあるのかお伺いします。

国は基準を変えましたが、住民への周知徹底はできているのでしょうか。また、避難準備情報を発令しても自分で対応しなければならぬため、自宅待機者がほとんどであると聞き及んでいます。避難準備情報で避難された方々は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

また、その方々、自分で避難された方ばかりでしょうか。避難準備情報が出たら、まず高齢者、ひとりふたり暮らしの方、障がいのある方などに対応できる体制は整っているのでしょうか。

農家の方への台風情報及び対策については、どのような指導などが行われているのでしょうか。

空き家については、台風によって倒れたり一部崩壊が出てくる、すると考えますが、町内在住者だけならよいのですが、町外所有者への対応、文書などはどうなっているのでしょうか。

以上、登壇しての質問を終わり、後は発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

まず、高齢者、障がい者の現状把握についてでございますが、町といたしましても状況を把握することは重要であると考えており、訪問活動を含め地域の高齢者、障がい者の情報収集に努めているところでございます。

しかしながら、行政だけの見守りでは対応は困難な状況にありますので、行政と自治公民館、民生児童委員、あんしん見守りネットワーク加入事業者などが連携し、高齢者、障

がい者を地域社会全体で支え合う体制を強化していく必要がございます。そのため、皆様方の御支援御協力を賜りたいと考えているところでございます。

次に、大阪狭山市立子育て支援世代間交流センターUPっぶの取り組みについてでございますが、当センターは平成31年1月の開設当初から幼児、児童、学生、保護者等の幅広い年代の方々が、子育て支援や親子の遊び、子どもの学習等、交流の場として多数の利用実績があり、施設の機能が十分に発揮されていると行政調査に同行した職員から報告を受けております。

本町において、同様の施設を新設することは困難ですが、子ども等が利用できる場所の確保について、既存の施設を活用する等、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、子ども支援についての現在の取り組み及び職員数についてでございますが、町福祉課においては子ども支援係に5名の職員を配置し、保育園、認定こども園、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、放課後児童対策等子育て支援に関する業務を担っております。

子ども家庭支援センターみらいの運営については、高鍋町社会福祉協議会に委託し、2名の職員を配置して子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整等に関する業務を行っております。

職員数については、子ども支援係では本年4月より1名を増員しているところですが、今後も関係機関と協力して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、行政事務連絡員についてでございますが、世帯数の把握につきましては、毎年5月1日現在の各地区世帯数を報酬の戸数割の基準としているところでございます。世帯数については、居住実態のある世帯の数を報告していただいておりますので、当然ながら空き家の数は含まれておりません。

行政事務連絡員は非常勤特別職の職員であり、その身分や規則で明確に定められている職務内容につきましては、毎年4月に開催しております行政事務連絡員会におきまして、丁寧に説明を行っているところでございます。

次に、国支援の農業に関する事業等についてでございますが、農業を営む個人を対象としたものが80事業ほど、複数の生産者が共同で利用できる事業が100事業ほど用意されております。農業に関する補助事業の場合、条件が細かく設定されている上、補助率も事業費の半分程度となっているものが多く、残る半分は生産者の方が融資などを活用して負担することとなりますので、JAとも相談しながら生産者の意向を踏まえた上で事業化できるものについてはおおむね事業化しているところでございます。

次に、作物の差別化及び有機農法についてでございますが、本町では農作物の付加価値向上の一環としてGAP認証や有機農業を推進しております。本町のGAP認証取得状況は8件でございますが、GAPがどういうものなのかということが消費者にまで浸透していないこともあり、生産者の皆さんが積極的にGAP認証を取得するといった状況には至っておりません。

しかしながら、今後は取得先からGAP認証を求められることがふえてくるものと考えておりますので、JAと連携し、各生産者部会が団体でGAP認証を取得できるような取り組みをしていく必要があると考えております。

また、有機農法に対する農家の対応につきましては、農産物の品質や付加価値向上が期待できることから、若い生産者が経営に取り入れようとする動きがふえてきておりますが、慣行栽培と比べて労力がかかることや流通や販売のあり方に課題が多いこともあり、生産が広がっていないのが現状でございます。

本町において、昨年度から木城町と一緒に有機農業の普及推進に力を入れているところでございます。なお一層の有機農業の推進のためには、成功事例などを共有する必要があると考え、先日農水省が設立した有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員にもなったところでございます。

次に、農家への支援事業についてでございますが、これまでの実施してまいりました事業につきましては、毎年決算でも御報告しておりますように、おおむね一定の成果を得ているものと考えております。

成功している事業数についてでございますが、本町では主に4つの事業を実施し成果を上げております。分野別で申し上げますと、施設園芸農家に対する環境制御装置等の整備費用を補助する産地パワーアップ事業、大きな投資が必要となる大規模畜産農家への施設整備を支援する畜産クラスター事業、国から生産者団体へ直接補助されるかんしょ生産者への機械導入整備事業、茶農家の改植を支援する事業などに取り組んでいるところでございます。

また、今年度は台風災害による被害軽減を目的としたハウス強靱化事業にも取り組んでまいります。

次に、一ツ瀬土地改良事業についてでございますが、国営造成施設は建設後30年以上が経過しており、近年老朽化に伴う突発事故の発生が増加傾向にあり、農業生産活動への影響が危惧されております。

平成27年度から30年度にかけて、九州農政局において国営造成施設の整備構想の概略を検討する整備方向検討調査が実施され、今年度からは更新事業に関するより詳しい調査を目的とする地区調査が行われております。

このような状況を踏まえ、新たな一ツ瀬川地区国営かんがい排水事業の事業採択と円滑な事業推進を図っていくため、関係市町の首長、議長、農業委員会会長、農協組合長で構成する一ツ瀬川地区土地改良事業促進協議会を本年7月25日に設立したところでございます。今後は、町議の皆様の御協力をいただきながら、促進協議会を中心に国や県に対して積極的な政策提案行動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、一ツ瀬川土地改良事業内の未施工地についてでございますが、未施工地において新たに水を利用される場合には、まず県営かんがい末端費として該当農地まで配管工事費用を個人で負担していただいた上で、国営事業費分として10アール当たり8万3,720円



が賦課されることになっております。

これに加えて、もともとの受益者との方との均衡が図られるように、県営事業相当分の負担として県営施設使用料が10アール当たり3万7,100円賦課されることになっております。

なお、今回の更新事業に向けて未施工地区の地権者に対し、将来の水利用意識調査を行っておりますが、利用意向があっても本管からの距離が遠過ぎて工事費用が大きくなってしまったため、工事ができないと判断されたケースがほとんどでありました。事業化できない未施工地区は、今回の更新事業の受益地からは除外される見込みとなっております。

次に、風雨時での防災行政無線放送については、話すテンポや音量の調整により対応を行っております。聞き取りができなかった場合には、電話応答サービスにより確認することができます。

また、防災情報配信システムに登録していただければ、放送内容をメールで確認することができます。戸別受信機の無償貸出しにつきましても、チラシを全戸配付し、広報を行っておりますので、そちらの活用もお願いしたいと考えております。

防災情報につきましては、テレビ、ラジオ、インターネットなどから積極的に情報収集を行っていただきたいと考えております。

次に、倒木の危険性のある箇所についてでございますが、主に坂道になりますが、倒木の危険性のある箇所を把握し、台風の前後など重点的に巡回を行っているところでございます。

また、危険性のある樹木の事前の伐採への協力や町の協力体制につきましては、他の自治体での事例等を調査し、検討したいと考えております。

次に、町営住宅の屋根の修復につきましては、瓦をふかせる専門業者がいない状況で、長い期間住民の方々に御迷惑をおかけし大変申しわけなく思っております。現在、修繕工事を発注しており、業者へ一日も早く完了するよう依頼しているところでございます。

予算につきましては、3つの住宅で約600万円、2社にお願いしているところでございます。

また、今後につきましては、町営住宅等長寿命化計画に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、警戒レベルにつきましては、チラシの全戸配付やホームページ及びSOSメール配信時での記載、また出前講座等で周知を図っているところでございます。

なお、避難準備情報により台風8号では33名、台風10号では53名の方が避難されました。その際の避難の方法につきましては、全てを把握しておりませんが、自家用車やタクシーを使って避難されているのを確認しております。

次に、高齢者や障がいのある方など要配慮者への対応についてでございますが、災害が発生し、または発生する恐れがある場合にみずから避難することが困難な方について、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意が得られた方に限り高鍋警察署、東児湯消防組

合消防団、自治公民館長、民生委員等の避難支援関係機関等に名簿を提供し、避難支援や安否確認等の協力をお願いしているところでございます。

現在、災害発生時等の避難支援等を実効性のあるものにするため、避難支援等の具体的な方法について定めた個別支援計画の作成を進めているところでございます。

次に、農家の方への台風情報の提供につきましては、普及センター等からの情報提供があった際には町のホームページやフェイスブックを利用し情報を発信しておりますが、基本的な台風の情報につきましては、テレビやラジオ、インターネット等により知り得ることができますので、特段情報提供は行っておりません。

また、台風対策につきましては、昨年の台風24号での農業被害を受けまして台風シーズン前の6月が災害に強い施設園芸づくり月間とされたほか、宮崎県ではことし3月に施設園芸におけるパイプハウス被害軽減対策マニュアルが策定されたところでございますので、今後は関係機関と連携してこういったマニュアルなども活用していただきながら、被害を最小限に食いとめるための対策を各自が行うよう指導してまいりたいと考えております。

次に、空き家につきましては、倒壊などの危険性があると通報のあった空き家の所有者などには、現状の写真を添付し対応していただくように依頼文書をお送りしているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。おはようございます。まず、子育て支援をその場所づくりも含めてどう進めるかという点についてお答えいたします。

現在、町立図書館の分館として、図書の貸し出しや閲覧に加え中高生を中心にした学習の場、さらには若い子育て世代がくつろぎながら絵本等を読めるような機能を備えた施設を利便性の高い町なかに準備できないか検討しております。

胎児から18歳まで、妊婦から18歳の子どもを持つ保護者までを視野に入れた切れ目のない子育て支援の実現の一環となるよう、その利用法も含め検討を進めているところでございます。

今回御紹介いただきました大阪狭山市の施設は、私どものプランと重なる部分も多く大変参考になる事例でございました。財政面を初め課題は多うございますが、町民の皆様の豊かな生活、さらには教育・福祉の充実による本町への定住促進という観点からも、実現を目指したいと考えております。

次に、子育て支援における自治公民館や子ども育成会との関連等についてお答えいたします。

地域における子育て支援の代表的な取り組みは、東西の校区で展開されております学校運営協議会、すなわちコミュニティスクールがございまして、就学前の子どもたちへの地域としての常時的支援の事例については把握しておりません。

自治公民館活動との関連で申し上げますと、納涼祭や敬老会等の行事参加が上げられると

思います。子ども育成会についてでございますが、中学生になりますと部活動等も入ってくるため小学生が主体となっております。普段の見守りや日々の挨拶、行事への参加等、地域の持つ教育力は、子どもの成長に大変重要であることは間違いないことであります。

教育委員会といたしましては、まずは小学生中心の子ども育成会に参加する若い親世代と、今既存のコミュニティスクールとの連携を図る等が大切だと考えております。加えて就学前、就学後、さらには中高生へと続く連続した子育て支援のために、他の関係課との連携をさらに進めていきたいと考えております。

次に、自治公民館長のあり方についてでございます。

まず御理解いただきたいと存じますのは、自治公民館は一定の区域に住所を有する者のいわゆる地縁に基づいて形成された団体でございますので、町に一般的な指導監督の権限はないということでございます。

その点を踏まえた上で、教育委員会といたしましてはリーダーの皆様方の御研鑽の機会を提供するため、自治公民館長を対象とした研修等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。自治公民館及び特定の場所でもいいんですけども、冬休みに試行として小中高生を対象とした居場所づくりはできないものか伺います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。小中高生を対象とした居場所づくりについてでございますが、現在放課後児童クラブや社協塾、陽だまりハウス等、小学生を対象としました取り組みを実施しているところでございます。

中学生、高校生等の方々を利用できる施設等につきましては、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今後検討していくということではなくて、即実行できるようなことを教育長ともよく話し合っただけならばと思います。

自治公民館として、子ども育成会とのかかわりで特徴的な公民館はあるのかどうか伺います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。現在把握しております範囲内では、単独の公民館で行われている地区はございません。第6地区におきましては、夏休み前に6地区内の公民館長さんと子どもたち、子ども育成会部長さんが一堂に会して話し合いをする場を設けております。

その会議におきましては、社会教育課長以外にも東小学校の校長先生とか高鍋警察署の方もお見えになって、子ども育成会の年間の行事を初めとする夏休みの過ごし方、その他意見交換会を行っております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。第6地区だけでなく、ほかの地域にもそれを広げていただけたらと思います。

子ども育成会では、どのような活動が行われているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。地区の子ども育成会の活動としましては、敬老会への参加、クリスマス会、もちつき大会などが多くの地区で実施をされております。中にはもぐらたたきといった民族行事を行ったり、凧揚げ大会、そのための凧づくり体験、そういうものもやっている地区もございます。

それから、各地区の子ども会育成会の役員さんたちの集まりである高鍋町子ども会育成連絡協議会におきましては、親善レクリエーション大会、夏クラブ、ジュニアリーダー研修、子どもふれあい創作活動等を行っております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 親御さんがどんな子ども育成会を望んでらっしゃるのか、ニーズ調査をなされているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。子ども育成会に関しまして、保護者の皆さんへのニーズ調査等につきましては特に実施しておりません。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 放課後対策事業がありますが、どのような内容でしょうか。また、児童館での放課後対策はどのような内容で行われているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。放課後対策事業の内容についてでございますが、放課後児童健全育成事業は主に日中、保護者が家にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業でございます。

現在、町内では放課後児童クラブを6カ所開設をいたしまして、休息や遊び、それから自主的な学習、基本的な生活に関することなど、それぞれのクラブで実施をしているところでございます。

児童館での放課後対策につきましては、なでしこ保育園に併設されております、なでしこ児童館で事業を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） その場合、遊びや学習などについて時間区割はどうしているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。遊びや学習などの時間区割についてでございますが、児童クラブによって多少の違いはございますが、利用する子どもの学年、人数、その

子ども同士の関係に応じましてグループ分けをして、外遊びや室内遊び、自主的な学習、読書、宿題など、1時間を単位としました時間区割で活動を行っております。

また、夏休み期間では料理教室やスポーツ教室、プール遊びなどのメニューも実施されているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 子どもの主体性についての育成はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子どもの主体性の育成についてでございますが、年齢や発達の状況が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場であるということから、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を踏まえながら、適切にかかわることで子どもが安心して過ごせるようにし、一人一人と集団全体の生活の中で社会性や主体性が育まれるものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 食べ物に関してはどうしているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。食べ物に関してでございますが、おやつを提供しております。クラブによっても違いはございますが、お菓子や手づくりのものを提供されているところもございます。

また、クラブ入会時に食べ物のアレルギーなどについて把握をして、それらの対応もなされております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 食べ物のことについて、アレルギーについて把握されてるということなんですけれども、できるだけ市販のものではなく手づくりのものを与えるような状況をぜひつくっていただけたらと、これはお願いでございます。

このような仕事をしていく上で、人員配置はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。人員の配置ということでございますが、児童クラブの運営指針におきましては、支援の単位ごとに2人以上の支援員を配置するということになっておりまして、その集団の規模は子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりを持って生活をしたり、支援員等がそれぞれの子どもの信頼関係を築くことのできる規模といたしまして、おおむね40人以下というふうになっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なかなか不足していると。預かっていただけないということも聞いておりますので、その配慮をぜひともしていただけたらと思います。

人が人をつくると言っても過言ではない仕事と考えますけれども、詳細についての報告

はどのようになっているのか、それは誰が把握しているのかお伺いします。

- 議長（青木 善明） 福祉課長。
- 福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。詳細についての報告ということでございますが、各児童クラブから町の福祉課のほうへ毎日の出席状況や時間単位での指導内容、子どもの様子と支援員のその日の所感、特記事項につきまして記載をされた指導日誌というものがあるんですけども、それを毎月報告を受けております。
- 指導日誌につきましては、福祉課の児童クラブ担当者、それから係長、課長補佐、それから課長が内容に目を通していただいております。
- 議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。
- 11番（中村 末子君） それはデータ化されているのでしょうか。
- 議長（青木 善明） 福祉課長。
- 福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。指導日誌につきましては、データ化されてはおりませんで、各児童クラブにはあるんだろうとは思いますが、中には手書きで書かれてる指導日誌もございまして、福祉課のほうには紙媒体で報告をいただいております。
- 議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。
- 11番（中村 末子君） 子どもを見ていく上で大切なことは、子どもの特性及び親との交流のあり方だと思うんですがいかがでしょうか。
- 議長（青木 善明） 福祉課長。
- 福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。議員のおっしゃるとおり、子どもの状況や発達段階に応じた適切な援助を行うとともに、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者の方にお伝えするなど、子ども及びその保護者との対話によって信頼関係を築いていくということが重要であるというふうに考えております。
- 議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。
- 11番（中村 末子君） そのためには、何をしたら一番よいとお考えでしょうか。
- 議長（青木 善明） 福祉課長。
- 福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。一番よいことということでございますが、子ども、それから保護者との信頼関係を構築していくということ、また保護者が相談しやすい環境づくりをつくっていくこと、その上で子どもに関する情報を、家庭、それから放課後児童クラブ、学校等の関係機関が共有をして連携をして支援していくということが重要だというふうに考えております。
- 議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。
- 11番（中村 末子君） 先ほど教育長の答弁から、切れ目のない子育てに関するいろんな情報、それをしっかりとやっぱり把握していく上でいろんなことが大切だということを述べられました。そのことが、私が先ほど聞いたデータ化しているのかということがまず一つですね。

もう一つは、このデータ化する上で大切なことは、これがこの子どもに対して一生ついていくものであると、特性を理解するということに対してもしっかりと把握した上でデータ化していけば、切れ目のない子育て支援というのがしっかりとできるということなんです。

ここでぶつんぶつんぶつんと切れてしまったのでは、情報の共有化が図られない、そのことでその子どもに対する特性、いろいろなものを見失いがちになってくるんです。そこをしっかりと把握していただかないと、答弁が教育長の答弁と福祉課長の答弁とはちょっと違うんですよ。

だから、本当にやる気があるのかなのかということをしかりと私はこの場で見定めていけたらいいなと思ってるんですが、ちょっときょうは福祉課長の答弁は残念なものしか思えない状況です。

では、私も押していますので次にいきたいと思います。世帯数把握については、人口統計調査などでもよいと考えますが、そうでないと世帯数に応じた手当支給のためと誤解しませんか。先ほど世帯数はそのために把握しているんだとおっしゃいましたけど。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。世帯数の把握につきましては、行政事務連絡員報酬の戸数割を基準とするため、毎年実態に即した世帯数の把握を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そのとき、空き家が何軒あり、どのような対策及びひとり暮らしなど把握できるとは考えますがいかがでしょうか。また、世帯数調査を各班長さんにさせている実態はないかどうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。行政事務連絡員の業務としましては、高鍋町行政事務連絡員設置規則に定められました「お知らせたかなべ」の配付など5項目に限られております。

その中の1つであります5月1日現在の世帯数の把握は、報酬算定の基礎とするためのものでありまして、それぞれの家庭の状況や空き家の把握までは行なっておりません。

その世帯数の調査方法については、町としましては特に言及しておりませんし把握もしておりませんが、実態としまして公民館組織を活用して調査を行っている地区があるというふうには伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長の答弁と少し違うような気がするんです。行政事務連絡員の研修があるはずで、非常勤特別職でこういうことですのでということではちゃんとあるはずですから、そのときにしっかりと世帯数の調査については自分自身で行う。なぜこのよう

な細かいことを聞くのかという理由は1つなんです。世帯数調査を行うことで、どこにどのような世帯が存在し、どのような家族構成があるのかを把握することで町政や暮らしについてしっかりと考えていただける、それが報告されるものと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。地区内の各家庭の状況把握等につきましては、規則上行政事務連絡員の業務としては定めておりませんが、そういった地区内の状況まで把握していただけるのであれば、町としては非常にありがたいというふうに認識をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに行政事務連絡員の報酬についてはそこまでっていうことになってくると、非常に報酬が低いのではないかという行政事務連絡員さんのお話も出てくるのではないかなと思います。そのことが私は6月議会で包括支援、基幹相談支援、子育て支援につながる第一歩だと思ってるからなんです。

本来なら社会福祉協議会が行うことなんですけれども、地域でしっかりと把握されていれば自治公民館長、民生委員さんでそれらと協議、先ほども答弁があったと思います。何らかの支援対策及び子育て支援などいろんなアイデアが生まれてきますし、条例などを覚え、協力して地域づくりができると考えますが、町長、教育長のお考えはどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。行政におきましては、子どもや高齢者等を取り巻く問題に対し関係機関と連携協議しながら支援を進めているところでございます。地域の協力もまた必要でございます。

今後、自治公民館や民生委員・児童委員を初めとする地域住民と連携し、子どもや高齢者、障がい者等を地域社会全体で支え合う体制を強化していく必要があると考えております。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。例えば、子育て支援に関して申しますと、先ほど申し上げましたように学校運営協議会、コミュニティスクールですね、それから民生委員の皆様と学校との連携など、現在地域の皆さんに本当に多くの御支援をいただいております。

一方、現在84ある自治公民館それぞれが置かれている状況というのは本当にさまざまでありまして、多くの課題を抱えているというのも事実であります。

私どもといたしましては、まずは担当の課と課の間で連携を図りながら、現在行われている地域のつながりによる取り組みを充実させていくことで、よりよい地域の支え合いの構築に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） とにかく、今の答弁でもおわかりのようにもう一度周りを見直



していただきたいと思うんですね。その仕事は行政事務連絡員さんなのか、それとも自治公民館長さんなんでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。先ほど申し上げましたが、行政事務連絡員の任務につきましても、規則に定められた5項目でございますし、自治公民館長はあくまでも各自治公民館の住民から選出をされた自治組織の長でございますので、どちらの役職にも仕事として義務づけられているものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だからこそなんですよ。義務づけられてないこと、義務づけられていることすら地域に任せている自治公民館、要するにその班に任せているとかそういう実態をしっかりと把握していかないと、なかなかそれはできないということがおわかりになっていただけたと思うんです。私の質問の意図が。

だから、誰がするんじゃなくて誰にしてもらうかということをしつかりと皆さんが考えて、これは執行部側が考えていくべきことなんです。それ、やっぱりちゃんとお願いをしてやるべきことをやっていただく、そこが大事なところなんです。

私は、きょうはちょっと持ってきてないんですけども、社会福祉協議会で以前つくりました世帯数の調査、そしていざというときにちゃんと連絡できる人、町外でも県外でもいいけれども子どもさんとかいざというときに連絡できるような世帯数調査というのを以前やったことがあるんですね。これ社会福祉協議会に専門官を置いてしっかりと把握されたことなんですけれども、それは介護保険が始まる前に、同時に介護支援を行うということで1名雇用されて名簿作成を行い、福祉ネットなど地域でお互いを知る大切な情報として共有することを目的としたものでした。

ところが、個人情報保護法にかこつけて全ての情報を遮断、そして公ではできないと簡単に諦めたり、交番勤務の方も地域周りをしなくなり、ほとんどがそこでとまっているんじゃないかなというふうに私は思います。

この書き込みは個人情報ですので、地域の中だけ、万が一町外にいる子どもさんなどへ知らせるときに使うこと、災害時など身元確認を行う際に利用できること、ひとり暮らしの方など親戚の方などへの連絡用として使うなど一定の項目を明記し、自筆で書いてもらい自治公民館長さんが保存し、USB保管などを行うことによってひとり暮らしなど必要な事項が追加され、地区を出たらどこに行ったのかわからないではなく、そこに行けばわかるようにすることが大切だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 町におきましては、災害対策基本法に基づきまして災害時の避難行動要支援者名簿を作成いたしまして、公表に同意をされた方々についてのみ避難支援関係機関に名簿を配付しておるところでございます。

先ほどのような名簿の公表につきましては、個人情報等を初めとする法律等によりまして

利用が制限をされておりまして、行政ではなかなか進めることができないという状況でございます。したがって、地域のネットワークによりまして地域主体で作成をお願いするという方法しかないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから、そこを誰がお願いするのかを聞いてるんです。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 行政といたしましては、先ほど申しましたような災害時の要避難者名簿、それから個別支援計画という資料を作成していかなければならないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国も方針としては、災害に関しての問題で個人情報保護法の見直しているのも出てきているようなんですね。やっぱりそのこととあわせて先進的な事例となるためにも、高鍋町はいち早く行政事務連絡員さん、そして自治公民館長さんをお願いをしてそういう情報をしっかりと構築していくということを、方向性を持っていただきたいと思っております。

じゃあ風雨関係で全ての放送がだめなのか確認されているのかどうか、また戸別受信機については既に貸与できない状況だと聞き及んでいますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。風雨時での防災行政無線の聞き取りにつきましては、屋内での聞き取りは難しいものと思われまして。戸別受信機につきましては、全国的に品薄状態が続いておりまして、本年度当初予算分につきましては9月末に納品される予定であります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次は道路関係に移りたいと思っております。個人所有分について、所有者との意見交換会及びお話し合いはできないのかどうか。その際、地区の方が困る状況をお話していただくという形はとれないのかどうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。通行に支障はない状態でも、倒れかかっている樹木等については、所有者の方に連絡しているケースもございます。

今後は、倒木の危険性のある樹木については所有者の方に連絡し、事前の伐採の必要性について説明をしていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） やりたいという方向性が今出ましたので、後の質問どうしようかなと思って迷ってるところです。

できれば、交通遮断されれば多くの方々が困りますし、後片づけについても地区の方々

及び役場ですのですから、事前に税金を使うのと後で使うのとでは法令上何か問題があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。道路法に基づきまして、道路管理上の対応と考えれば法律上の問題はないと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、先ほど答弁があったとおり早いうちに地区の方々とお話し合いをしていただきたいと思います。

次に、避難準備情報が発令されても風が収まらない、雨が強い状況では避難が難しいし、タクシーで行ったとしてもあそこはだめ、ここはいっぱいだと断られたら、次はいけない状況となると考えますがどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。避難につきましては、気象状況が悪くなる前にお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

避難所につきましては、避難できない状態とならないよう状況に応じて追加開設を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） まだちょっと気になるんですけど、答弁でやっぱり地域の自治公民館などは利用できないんでしょうか。そういうお話しはしてないんでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。地域の公民館での避難については、状況に応じて行っているところもありますが、基本的には町が指定した避難場所に避難するようにお願いをしているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 遠くには行けないとしたら地域の自治公民館が、やはりそこにある自治公民館が安全だというふうに、みんなで一緒にいればひとり暮らしふたり暮らし落ち着かれると思うんですね。

だから、そういうことも踏まえて自治公民館長さんともすごく連絡を取り合っていて、できるだけ早い段階で協力をお願いするようそれはお願いしたいと思います。

後はちょっと割愛しますね。

8年経過した東北地震津波の被害自治体の大槌町では、役場職員が重い口を開いたそうです。なぜ、地震発生から役場では対策本部を立ち上げ、いすを並べ終わった時点で津波まで5分だったそうです。

会議は踊るといいますが、迅速な判断、後では笑い話でも即決が命を分けます。また平日ごろから、避難訓練だけでなく命の大切さ、守るべきは自分自身という啓発をせっかく

育てている防災士の方々にお願いして、十分な判断能力が培われるような啓発が必要だと考えておられるでしょうか。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。防災士を活用した啓発についてでございますが、町といたしましては、現在防災士の資格取得に対しまして補助金を交付しております。今現在152人の方が資格を取得をされているところでございます。町としましては、防災士の資格を取得した方の氏名等について、本人の同意をいただいて居住している自治公民館長に情報提供を行っておるところでございます。

また、県の防災士ネットワーク児湯支部高鍋地区も活動をされておまして、現在月1回程度の勉強会等も実施をされているようでありますので、出前講座等で御活用をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 出前講座も、みずから行ってしていただくような状況をつくっていただけたらと思います。この前の9月1日の訓練のときには、ちゃんと防災士の方が説明をしていただいて、非常にわかりやすい説明でしたのでよかったんじゃないかなと思います。

農家の方々への支援としては、台風24号のとき事前にハウスを見て回るだけだったそうですが、ほかに何かありませんか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。先ほどの町長答弁の中にもあったんですけども、昨年の台風24号の農業被害を受けまして、宮崎県のほうではことし3月に施設園芸におけるパイプハウス被害軽減対策マニュアルが策定されたところでございます。

ハウスが被害に遭わないための対策、しっかりまとめられたものとなっておりますので、本町もこのマニュアルを参考にしながら認定農業者の研修会や各生産者部会等の会議などの機会を通じまして、正しい知識の普及啓発に努めていくとともに、被害を受けた場合に速やかに営農が再開できるよう、園芸施設共済と収入保険制度への加入呼びかけも行っていく必要があると考えております。

なお、今年度からの国の事業でありますハウス強靱化事業のほうにも取り組んでおりまして、現在12件の申請を国に対して行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 共済に加入というのが非常に皆さん言われている状況なんですけれども、普通の災害では被害がないという実態もありますので、なかなか共済への加入が難しい方々もおられるだろうと思うんです。

だからそのことも踏まえて、国のほうが共済加入でなければだめだということにしても、

そこのところについてはしっかりと農家の皆さんとお話し合いをしていただけるようこれは要望したいと思います。

次に、空き家の対策です。県外で、見なければ関心を持っていただくこともできませんし、また隣家からの飛び火による火事についても損害請求ができないのと一緒に、被害については請求できません。

町内に住んでいれば、見ていれば無視することはできませんが、空き家を所有されている方への周知及び対策についての考え方はどのようになっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。空き家の所有者への周知及び対策でございますが、今年度空き家の所有者へアンケートを実施することとしております。

空き家の管理について、今後の意向もお聞きし、その結果を参考に対策を進めていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町営住宅の堀の内、水除、正ヶ井手の住宅は、政策的になければならない住宅だとは承知しておりますけれども、劣化がひどく快適な住環境とは言えない状況に住んでおられます。台風のためにひやひやしながら過ごさなければならない状況を回避するための対策はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。確かに、台風のために不安な日を過ごされていると感じております。特に雨漏りへの心配が大きいと思っておりますのでございます。現段階では、雨漏りが発生しましたら随時修繕していく方向で考えております。

外壁改修や屋根工事につきましても、長寿命化計画に基づいて実施していきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 建て替えまではできなくても、改修についてのお考えはあるのでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。長寿命化計画の中には、個別の改修、例えば炊事場にお湯が出ないとかそういうふうな個別の改修、段差解消とかそういうのも計画しているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 水除団地などに住まれている方から、こんな住宅にしか住めない俺が悪いのかもしれないが、みんなと一緒に高鍋町民です。納めている税金は少なくても人間です。人間らしく住める環境をつくっていただけませんかと悲痛な声がありました。改修でも、根太及び床板だけでも、トイレだけでも喜ばれます。長期計画をお願いしたいと思います。

それから、やはり私お願いしたいのは、台風が来るという事前には、町営住宅の皆さんにはお声かけをしていただけたらなと思うんです。その声かけが、やはり住宅の皆さんを安心させることができますし、そして皆さんが自分たちもしっかりと見守ってくださるんだなという安心感があると思いますので、災害時だけでなくいろんなことをお声かけをしていただくことが大事かなというふうに思います。

次に、農業支援についてお伺いしたいと思います。クラスター事業に関して、牛、豚飼育に関して自前での飼料づくりはどうなっているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。自前での飼料づくりについてございますけども、牛では粗飼料といたしまして自前でWC S用稲や牧草、トウモロコシを作付されている方が35軒ございます。あと養豚と養鶏のほうはちょっといらっしゃいませんでした。

あと牛のほうで、特別な例といたしまして、肉用牛において肉用肥育事業農業協同組合児湯生産組合のほうで専用ハーブ飼料を使って宮崎ハーブ牛というブランド化しているほか、岡崎牧場さんのほうでもパイナップルかすを加えた独自の飼料を使って、パイン牛としてブランド化をしております。

そのほかの酒かすや大豆等を飼料に混ぜ合わせておられる生産者の方もいらっしゃいますけども、あくまでも栄養バランス調整の一環と伺っているところでございます。

養豚農家のほうにつきましては、基本的に飼料会社からエサを仕入れているようでございます。飼料会社は成分分析等を行った上で、その農家のやり方に合った飼料を育成段階に合わせて提供するため効率がよいとのことでした。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今答弁がありましたけれども、牛などは4つ胃がある関係で、要するに緑の飼料だけでなく、放牧場でするようなものだけではなくやはり肉牛になると肉質が変わってくるんだそうですね。

それには発酵物、いわゆる発酵した稲わらなり草なりをちゃんと食べさせてあげないといけないというのがあるんだそうですね。私は豚の飼育に関しては、例えばセブンイレブンとかローソンなどの廃棄物食品ですね、これを加工したりするものもあると聞き及んでおりますけれども、先ほど言いましたように牛については草を発酵させたものと合わせて食べさせることによりよい肉質ができると聞いておりますが、それはどうなんでしょう。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。養豚農家につきましては、今議員が申されるとおり食品残さを利用したエコフィードを使用するところも一部あると聞いております。

また、牛に与える発酵させた草のことをサイレージと呼んでおりまして、これ粗飼料の1つでございます。餌には大きく分けまして粗飼料と濃厚飼料がございます。粗飼料は草または草からつくられた餌のことで、草食性の牛ではこちらが主食に当たります。生のままで与えるほか、乾燥させたり発酵させたりして保存性を高めて利用しております。牛の健康と発育には、先ほど議員が申されたようにこの粗飼料をしっかり与えて十分な繊維質を確保することが欠かせないとのことであります。

一方、穀物を中心としました濃厚飼料は、でん粉やたんぱく質を多く含む餌のことで、牛ではおらずに当たるんですけども、雑食性の豚や鶏ではこちらのほうが主食となります。濃厚飼料のうち、トウモロコシ、米ぬか、大豆油かす、大麦など、数種類を混合して販売されているものは配合飼料と呼ばれております。

子牛を生産する肉用繁殖牛では粗飼料を多く与えますけども、肉用肥育牛と豚、鶏では濃厚飼料の給与量が9割から10割を占めると聞いております。

どの家畜も、成長段階と目的に応じて異なる栄養価の餌、例えば育成期の家畜には健康に大きく育つことを目的とした餌、肉牛はサシと肉量をつけるための餌が与えられております。さらに、季節によって餌の種類や量を変えるなどといった工夫もそれぞれの農家さんで行われていると聞いております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 発言者席からしようと思ったことを町長が答弁していただきましたのでちょっと飛ばしますけれども、農業者の減少を踏まえて、やはり今度一ツ瀬の土地改良、先ほど答弁がありましたけれども、どのような方向性になるのかそだけお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。今回の一ツ瀬の更新事業関係なんですけども、一応先ほど町長が申し上げましたとおり、ちょっと未施工区の方々もそこに水が引けないかどうか、ちょっと営農意向調査と水利用意向調査等も行いながら昨年から実施してまいりましたけども、やっぱりちょっと事業費がかなりかかるということで、高鍋だけではないんですけども西都、木城、新富いずれもなかなか事業化するのは難しいと判断に至ったところでございます。

今までの全体の受益面積が3,547ヘクタールございまして、そのうち高鍋が857ヘクタールだったんですけども、今回の更新事業では全体の受益地が2,088ヘクタール、そのうち高鍋が510ヘクタールとかなり減少するというふうに見込まれているところでございます。

やっぱり今までの受益面積のままで、水利権のほうも獲得をしておりましたので、今回受益地が減少すれば当然またそういった水利権に伴う水使用量もかなり減ってくるものと思われまますので、現在そういった水利権の水量維持確保に向けて九州農政局さんと県と連

携しまして、水を有効に活用した新しい営農形態などについて生産者の方などとの話し合いを進めているところでございます。

また事業負担につきましても、先ほど町長が申し上げましたとおり今後は町議の皆様のご協力もいただきながら、国や県に対する働きかけを積極的に行いまして、極力地元負担の軽減を図っていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） やはり今、農家の皆さんの本当に経営状態というのは大変厳しいものがあるんですね。この上に、また新たな土地改良に対する受益者負担金というのが出てくると、非常にそれ以上に農家の皆さんは押し殺されてしまうというふうなお話が出てくるんですよ。

だから、そのことから考えてやはり農家の皆さんの負担を軽減する方向で、しっかりと町長頑張ってくださいと思います。もちろん議会もそれに向けて何らかの、私共産党でも政府交渉しますけれども、そのことでもきちんと私も申し上げていきたいなというふうに思っております。

食料の自給率はじゃどうでしょうか。戦後は米、いわゆる主食は守る立場でしたが、減反政策及び自由化となり今や農業は戦国時代だと思います。農業のあり方が問われている中、どんな農業のあり方が求められているのか、国の方針及び県、高鍋町別にお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。先日公表されました2018年のカロリーベースの食料自給率は37%ということで、過去最低の数値となっているところでございます。

国のほうは、輸出力の強化や高付加価値化、スマート農業の実現、担い手の農地集積・集約化等による構造改革の推進など、国際競争に負けない強い農業となることを目指しております。

宮崎県は、農業生産額が全国第5位、生産額ベースの食料自給率が全国1位という、国内でもトップクラスの農業県でありますので、今後も安心・安全な食料を安定して供給していくために、産地経営体の育成を一番の目標に掲げ、販売力の強化、生産力の向上、人材の育成に関するプロジェクトを推進することによって、新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化を目指すとしております。

本町におきましては、基本的に県と歩調を合わせて各種事業を推進していくということになると思うんですけども、特にこれから人口減少が進んで行く中で、まずは農地、それとあと農業用の水利施設等ですね、そういった生産基盤をしっかり次の世代へ継承していく必要があるというふうに考えているところでございます。

継承された生産基盤をフルに活用いたしまして、6次産業化や有機農業あるいはGAP



の認証取得に積極的に取り組むなどして、本町の農畜産物の付加価値を高めながら、小規模な農家さんや法人などの多様な担い手が活躍することによって、安定した食料供給や農業農村の持続的な発展、多面的機能の十分な発揮、地域の活性化といったことなどにつながっていくような農業のあり方が今後求められてくるのではと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長は有機農業を目指しておられるようですが、有機農業と認められる基準はなんですか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。有機農業と認められる基準についてでございますが、有機農産物として出荷、販売するにはJAS規格による検査に合格する必要があります。

JAS規格とは、農林水産大臣が制定した日本農林規格のことございまして、品質に関する基準、生産方法に関する基準が定められております。このJAS規格を満たし検査に合格すると、有機JASマークをつけることができますようになります。

また、オーガニックと有機というのは同じ扱いになっております。つまり、有機JAS規格による検査に合格しなければ有機ともオーガニックともその農産物には表示できないということになっております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） JAS規格を教えてください。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩したいと思います。11時25分より再開いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。JAS日本農林規格についてお答えいたします。

こちらのほうは、昭和25年制定の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づきまして、農林物資の品質の改善、取り引きの単純公正化、生産消費の合理化を図って制定された規格でございます。一般JAS規格、特定JAS規格、有機JAS規格、生産情報公表JAS規格などがございます。

一般的なJASマークのほうは、品位、成分、性能などの品質について、一般JAS規格を満たす食品や林産物についてつけるマークとなっております。品質によって特級、上

級、標準の等級を示すことができるようになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、基準を守るためにしなければならないことは何でしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。基準を守るためにしなければならないことについてでございますけども、有機JAS認定を受け有機野菜、有機農産物等と表示するためには、種まきまたは植えつけをする2年以上前から圃場の土に禁止された農薬や化学肥料を使用していないこと、栽培中も禁止された農薬や化学肥料を使用していないこと、使用する肥料や農薬は天然物質または科学的処理を行っていない天然物質に由来するもののみとすること、圃場や施設、用具などに農薬や化学肥料の飛散、混入がないこと、遺伝子組み換えの種を使わないこと、病害虫を防除するのに農薬に頼らないことなどの条件、基準をしっかりと満たすことが必要となっております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 基準を守るための第一歩というのは、農家の意識をしっかりとつくることだと考えますがどうでしょうか。そのためには何をすべきかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。有機JASの認定は、農林水産大臣に登録された登録認定機関による書類審査と実地検査の両方が行われ、先ほど申し上げました条件を満たしているかどうか、生産管理や生産管理記録の作成が適切に行われているかなどの確認が行われます。

認定を受けた後も、有機JAS規格に基づいた生産を行っていることを確認するため、最低1年に1回登録認定機関による調査が行われることとなっております。

ただ有機JAS認定基準に沿った農作物をつくっても、生産者の再生産が可能な販売価格と、消費者が購入しようと感じる価格に大きな隔たりがあつて農作物が売れなければ生産者の経営は成り立ちません。したがいまして、生産者の意識を高め有機農産物の生産をふやしていくためには、まずは販売の出口をしっかりと確保することが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、減農薬とするにはどのようなことが必要でしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。減農薬とするために必要なことはどの御質問についてですけども、まずは地力を向上させることが最も重要であるというふうに考

えております。

植物生理に基づいたアミノ酸の供給、土壌分析、施肥設計に基づいたミネラルの供給、太陽熱養生処理による土壌団粒の形成、土壌病害菌の抑制と水溶性炭水化物の供給によって地力を向上させることにより、農薬等に頼らずに高品質、高栄養化、多収穫の実現に近づけるものと考えております。

なお、この考え方は日本有機農業普及協会代表の小祝政明氏が提唱しているBLOF理論と呼ばれているものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 除草剤は使わない、農薬も最小限にということとなると、手間暇プラス管理する能力が必要となると思いますけれども、そのような意欲を持った認定農家はあるのかどうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。有機農業は、国内外で注目が今高まっております。国内の有機食品の市場規模は年々増加傾向にございまして、2017年は1,850億円となっているところでございます。

町長も申し上げましたとおり、近年は若い農業者を中心に経営に取り入れようとする動きが全国的にふえているところでございます。本町におきましても、昨年度から木城町さんと一緒になって有機農業の推進に取り組んでいるところでございまして、7月にその協議会主催の講習会を開催したところでございます。

講師に先ほど申し上げました小祝先生のほうをお招きいたしまして、高品質多収量生産のための土づくり及びBLOF理論についてのお話をさせていただいたところでございます。本町からも約40名の生産者の方に御参加いただいたのですが、先生の話聞いてぜひ実践してみたいという感想を多くいただいたところでございます。

今後、推進協議会の事業といたしまして、高鍋で2名、木城のほうで2名の生産者が、このBLOF理論に基づく生産を実践するというモデル事業を行うこととなっているところでございます。このモデル事業で得た成果を生かしまして、本町における有機農業の普及促進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほども答弁の中にありましたけれども、有機農業、そして低農薬、無農薬という事業になるとかなり厳しい経営状態を、ちゃんと身を持ってわかってる人でないとちょっと無理だろうと思うんですね。それには、しっかりとした売り場を確保することが私大切だと思います。

口で言うほどたやすいことではないということはわかっております。この前、岡山県の農家の方がテレビに出ておりました。黄ニラ生産農家でパクチーを生産、パクチーは嫌い

なのに自分が食べられて好きになるパクチーを生産しようと工夫に工夫を重ねて、今では認められデパートからも引き合いが来て今では法人格を取得、35名を雇用する企業になったこと。また、朝倉市の農家ではネギを使った何にでもかけられるたれをつくり大好評だそうです。

これはこの前、農業政策課の職員の方が取り寄せていただいて、私も食べさせていただきました。工夫と努力次第で農家が主役となれば、経営としての農業が注目されてくると考えますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。議員が申されるとおりであるというふうに考えております。

農業新聞等で紹介されている全国の成功事例に関する記事を読みますと、やはり柔軟な発想と工夫、そして努力が大切であるというふうに感じているところでございます。

それと、あとまたこういった成功事例を参考に実践してみることも近道になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一人、ハーブ会員としての風雲児、これは信者がいらっしゃるんだそうですね。梶谷さんという方なんですけれども、この方はもう本当に発想の転換というか、自分が食べてそこで必要なものを提供するという感覚で、もちろん何か年間に500万円食事に行く費用を使われてるんだそうですね。外国にももちろん行かれるし、日本でももちろん2万円3万円の食事を本当食べられているという方なんですけれども、その方がやっぱり花を咲かせて価値を高めるとか、野生植物も商品化にするとか、徹底したレストランの調査をするということなんかをしっかりとやられてるんですね。

やっぱり何億円という取り引きをその中で、こんなので何億円も取り引きがあるんだろうかと思うんだけど、例えばニンジンなんかは根っこを売れば10本で100円とかあれだけど、引いてみたニンジンというのが本当にとってもじゃないけど市場では絶対売れないようなニンジン、それが花となれば1本100円で、それが何10本もとれるわけですよ。

そういう商品をしっかりと自分で確保していきながら、売り先も自分で確保していく、こういうことがやはりこれからの農業には非常に必要になってくるんじゃないかなと私は思います。

このことをして、やはり農業者が注目を浴びる大きな要因、消費される作物に関心を持つことだと思うんですが、このようなことを考える団体があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。当然、町やJAさんとか県のほうもそう

いった農作物が注目を浴びるようなPR活動には取り組んでいるところなんですけども、本件においてはまたJA宮崎経済連さんのほうが特に重要な役割を担っているところがございます。

経済連におきましては、本県農産物の販売促進のために県、市町村、JAと連携して農産物のブランドを確立推進、PR活動、海外輸出事業、海外マーケティング活動の企画実施等を積極的に行っているところがございます。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、農業者はチャレンジ精神で臨まなければ経営ができない状態です。宮崎県は温暖である意味、何でもできる可能性を秘めている土地です。だからこそ研究が必要だと思うんです。

聞き及ぶところだと、ふるさと納税で根強い人気はお肉もですがお米も根強い人気とことです。ほかの農産物が評価として上がってこないことを残念に思っております。

最後に、理念とする農業論を町長に語っていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。ありがとうございます。農業論と理想というには、やっぱり行政の立場での農業の基本的な考え方、私の意見と考え方を述べさせていただきますが、いつも申させていただいておりますのは農畜産業が豊かになってこそ商工業が潤い町は元気になる。これは基本的な産業に対する考え方でありまして、農本論、これ新渡戸稲造が述べてるように国家、その地域が成り立つというのは命をつなぐ作物としての農業、つくる農業、それと地域を耕す農業があってこそその地域の評価は高まり、その地域の、今の言葉でいえばブランド力、地域イメージが高まるのは基本はやっぱり農業にあるというふうに捉えておかねばならないといふうに思います。

そして、現状ですけれども、これは農業だけに限らず、商工業もまたほかのサービス業も全てそうですが、まずは今の時代はやはり人口減少、高齢化の時代が来るといことです。

そんな中で、まず宮崎県は議員もおっしゃったとおり農業県でありますし、また西都、児湯というのは24%以上が県内の農業の生産物、ということは4分の1がこの西都、児湯です。その中心にあるのが高鍋町でありまして、そういう意味ではその点を捉えることが重要だろうと思います。

3割程度は野菜の栽培であり、6割が農畜産業でありますね、1割がその他です。高鍋で見れば多くの農家が水稲、米を栽培し、そしてキャベツ、野菜、そしてかんしょを栽培するというのが基本です。それと肉用牛、それと畜産、これがそれぞれ20億円以上の出荷額があって、大きな形になっているように考えます。

ただ、この20数年の間の中で、宮崎県の人口もこれから2040年、45年までの間に日本が2,000万人以上の人口が減り、宮崎県も28万人と言われてますから30万、高鍋町は5,000人の人口が減るのが確実だと言われているわけです。そういう人口減

少の状況の中で、ちょっと比較しているんですけど、高齢化の比率も2040年になりますと44.4%と言われてるんで、いわゆる2人に1人は高齢者だということです。

ですから、この西都、児湯の地域におきましても、1990年から大体30年経て2割ぐらい出荷量も減ってますし、農家数も7,037戸が減ってます。それから、就業人口も1万6,638人という数量の変化、そして就農者は何かと大体100人程度でしかないということです。

それから、そういう状況の中で66%の販売農家ですね、10アール以下の農家の方も入れ、以上の方になるわけですけども、後継者がいないと答えているのが66%です。60歳以上の割合が6割以上ですね、平均年齢が62歳です。これは2015年ですから今だと多分65歳ぐらいが農家の方の平均的な年齢になってきているのではないかとことです。

大事なのは耕地面積が大変な減り方です。耕作放棄地がこれ2015年で7.6%ですから、2020年もう間近にして多分1割ぐらいが耕作放棄地になってるのではないかとこの現状をやっば大きく把握してる必要があるだろうと思います。

人口減少、高齢化の中で大事なのは、農家数あるいは新規の農家数をふやしていくことです。農家の高齢化、後継者、担い手の育成、そして労働者不足、耕作放棄地の拡大していく、これに対してどう取り組むかです。これは高鍋町ではなく日本も県も全てがそこにどう対応するかというのが大きな問題なってます。

それと、よく言われる農業の法人化のおくれです。畜産業においては法人化はかなり進んで、大規模化進んでますけども、野菜を栽培する、露地野菜あるいは施設野菜においては法人化が進んでいないです。これもやはり後継者、あるいは就業農家をふやさないと、という状況があるのではないかとこのふうな思いはしてるところです。

具体的ですよ、さっき米とかいろいろ言いましたけど、水稻は多いんですけども減少する、米の消費量が減ってるというか、このままではいけないというのはひとつ大きな課題でしょうし、露地野菜についても輸入野菜が入ってきて価格の低迷、季節によって変動する、季節野菜におきましてもやっば重油の高騰化ですね、あれは高い技術を導入するにはそれも経費もかかるということがございます。

それから、畜産農家においてはこの間TPPの、TPP11ですね今、それと日米交渉もありましたけどやはりそういう価格の高騰、畜産の輸入されるもの、それから生産費の拡大ですね、のとそういうのが大変大きな状況になってますのと、この地域は経験しました口蹄疫等の家畜農産物、その家畜の防疫に対して取り組みというのはひとつの大きな課題になってきてて、それら合わせて取り組んでるわけです。

だから、6つの強化項目です。これは県でも言ってるんですけども、高鍋町が取り組んでますが農業基盤ですね、経営基盤をどう改善するかというのが大きな課題です。後継者、担い手の育成、新規農業者、あるいは農地の面積の集積を積んでいくこと、それから法人化の推進ですね、それとまた国、県の補助、助成というのを見逃しちゃいけないというの

は、それをまたどう推進するか。

それから農業の生産基盤として、きょうは御質問もありましたように一ツ瀬川とかあるいは小丸川、あるいは尾鈴のこの地域の土地改良区の事業の推進というのは、基本として農業基盤の推進としては外せないわけでございます。

それから環境保全型農業、先ほどから有機農法の質問たくさんをしてもらっておりますGAPですとか有機農法ですとか、この辺の取り組みは非常に大事だと思います。それやっぱ農産品の付加価値化です。

これを進める上でも、おっしゃったように大変な時間と積み重ねがあります。これよそのまちをここで議場の場で議論するのもおかしいんですけども、例えば綾町ありますね、綾町実は3年前に私が調べたときには実は1割も有機農法、JAS認定の農家ないんですよ。今でも1割ぐらいいってるかどうかです。なのに有機農法のまちと言われてる、これですよ。

で、綾の農産物とほかの地域の農産物はなぜは綾のものをもってしまいうという、これブランド力をつける上でそのイメージさせる、安全安心というこの切り口としてこれは積み重ねになりますけども、有機農法ですがJAS認定、できればJASの認定機関までこの町で設ける。できればお金もちょっとかかるんで、木城町と手を組んでやることによって、やっぱその地域の評価を高めるという取り組みが非常に大事なんじゃないかと思います。

それから地産地消の推進ですね、これも地場産品を、これ6次産業化もその地産地消の中に入りますし、土地のできてるものを地域が推奨しながら消費する。きょうも杉尾議員もお見えですけども、やはり地域の飲食業の方々が率先して地域のものしか使わないとそういうアピールも入ってくると思います。

そしたら6次産業化の推進というのがあるかと思います。加工品ですね、販売をするためのものづくりですね、これも今までの六次産業化とは違って売る方から考えていく取り組み、売っていくものの立場、流通から入っていくという取り組みが重要になるかと思います。

それと6番目、最後申しましたね、家畜伝染病に対する体制と、この6つが大きな項目だと思います。特に私が重点的に考えなきゃいけないというのが、農産品の差別化、優越性をはかるためのブランド化ですよ、というなことの積み重ねです。

その切り口の一つが先ほどの有機農法でありますとか、地産地消であるその辺の取り組みがあります。まずは、議員もおっしゃりましたようにつくるよりもどう売るのが大事ですし、売り場づくりというのが、これがもうちょっと積極的な取り組みというのができてないというのが大きな問題になってると思います。

それで、この人口減少、後継者不足であれば新規の就農者、あるいは農業後継者をどのように育成させていくか、そこでもあらゆる産業についてもそうです。農業も産業もこの小さな町でどういう付加価値の高い地域にしていくか、それよく言わせてもらってますけども、その地域をブランド化する4つのポイントをいつも言わせてもらってます。個性、

そして2つ目がブランドアイデア、いわゆるその個性が明確に伝えられるかどうか、3つ目が内部の信頼、土地の人、地元の人がどれだけ誇りに思っただけかということ。4つ目がチャレンジ、チャレンジとはまさに継続していくことですね。つなぐ、伝統となるぐらいやり続けることが継続につながるということです。

その3つをする上の1つの切り口、あるいは個性差別化とする上でなかなか慣行の、今までやってる農業からすぐ離れろというのも難しい話で、そこに少しでも加えるのが先ほど綾町の話でも出しましたが、1割でも1割いなくても有機農法でありますとかあるいは付加価値の高い農産品の加工というのがそこにつながってできてくるというのが、ひとつの高鍋町の農業において重要なポイントになってくるのではないかと思う次第です。

今までの大変大きな課題、農業はいっぱい課題を抱えている中で、切り口として今木城町と手を組むことでありますけども、JAS認定の有機農法農家をふやしていく。認定機関をこの地域に設けると、JAS認定の認定機関をですね。そのような取り組みがひとつの今最も重要なポイントであろうというふうに考えるとございます。

ちょっと時間がないのでこのぐらいで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 第1次世界大戦の中でイギリスは産業革命を行い、そしてそのことが農業を大きく後退させていきました。食料の自給率、今の日本の自給率と同じぐらいになりました。

それがもともとドーバー海峡を封鎖され、そして小麦粉を輸入せざるを得ない、その状況の中で方向変換も余儀なくなれました。そのことからして、第1次世界大戦後イギリスは30%の予算をとって農業を復興させました。やはり日本の国にもそういう状況が必要だと私は思っております。

今こそ農家の皆さんの暮らしと経営を守るために、私たち町政が何をしなければならぬのか十分にお考えになっていただいております。よろしくお願いを申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（青木 善明） これで、中村末子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。午後1時より再開いたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 午前中に引き続き、13番、日高正則議員の質問を許します。

13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番、日高正則でございます。まず、本日傍聴に来られまし



た皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

通告どおりお聞きしていきたいと思えます。

認知症や知的障がいなどで判断力が十分でない人を支援する成年後見制度で、高兼業務を一貫して支援する自治体が出てきておりますが、高鍋町においては利用拡大に向けて中核機関を設置する考えがあるのか町長にお伺いいたします。

壇上より以上の質問をさせていただき、発言席から後見業務のチェック体制、強化、どのように考えておられるのか。次に、道路の維持管理について、1番目、道路の愛護事業の内容と実績について、2番目、各地区で高齢化が進み、草刈り等の作業ができない状況がありますけれども、道路愛護事業の予算の増額はできないのか。3つ目に、道路の老朽化に伴い、舗装の点検、修繕等はどのように考えておられるか。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

成年後見制度についてでございますが、高齢化が進む中、認知症が進み判断力が低下していく不安があったり、知的障がいのある子どもを残していく不安などがある方たちにとって、本制度は大きな支援となる制度であると考えております。

そういった状況にある方々の意思を尊重した財産面での管理、適切に介護などが行われているかという身上監護など、今後の超高齢化社会を支えていく大切な支援制度であると考えております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。令和元年5月9日、宮崎日日新聞の社説によりますと、厚生労働省の推計では認知症の高齢者は2015年に520万人となり、団塊世代が75歳以上となる25年には、高齢者の5人に1人に当たる700万人に達する見込みであります。

後見人はますます重きをなすとみられますが、制度の利用者は18年末の時点で21万8,000人にすぎない状況にあります。利用拡大のかぎになりそうなのが、全国の市町村で利用者や親族の相談に乗り、家裁や後見人とも連携する中核機関の設置です。

国が策定した成年後見利用促進計画で、17年から21年度に市区町村が設置するとなっておりますが、ところが昨年10月時点で全市区町村のうち設置済は4.5%にとどまっています。

県長寿介護課医療・介護連携推進室によりますと、延岡市と高千穂、日之影、五ヶ瀬の1市3町が10月をめどに中核機関を設置する予定。宮崎市と国富、綾の1市2町が20年度設置に向けて準備を進め、都城市が検討中であります。

同室は、隠れたニーズを拾い上げ必要な支援につなげる点から、設置は大変重要、県内どこに住んでいても県民が権利擁護の支援を受けられるよう、体制整備に向けて市町村に呼びかけていきたいとしています。高鍋町として、中核機関設置はいつごろになるかお伺

いたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。成年後見制度の中核組織につきましては、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行、そして利用促進基本計画が平成29年3月に閣議決定をされました。その中で、議員も申されましたが、2021年度までに市町村が実施主体となって中核組織を設置するものというふうにされました。

中核組織につきましては、広域の市町村で組織する自治体がふえる中、児湯郡内でも各町単独では受任体制や人材が不足していること、中核組織の運営費用をより安価な負担で賄えられることなどから、現在児湯5町1村で協議を進めているところでございます。

設置の時期につきましては、国の基本計画で示されております2021年度、令和3年度の設置を目標にしているところでございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。今課長が申されましたとおり、令和3年3月末時点で設置するというようなことで進んでおるといふふうに思っております。本当にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、成年後見制度は民法などの改正を経て2000年に導入されました。本人や配偶者、親族、自治体などの申し立てにより、家裁が弁護士や司法書士などの専門職、親族から後見人を選ぶようになっておりますが、だが利用者から何もしてくれないとの声があり、厚労省が知的障がい者施設を調べると後見人が本人に面会に来る頻度は年に一、二回、ほぼ来ないが4割近くに上がっています。このため、財産管理に片寄った算定方法を改め、生活支援を重視、個別の業務実態に応じた報酬を支払うこととしたということですね。

そして、それから後見人の6割以上が専門職、制度発足当初は親族が多かったわけですが、親族による着服などが相次ぎ専門職がふえました。ただ、専門職の不正も後を絶たないわけでございます。

昨日、NHKのニュースでこの問題が取り上げられておりましたが、その銀行もこの問題に対してやっていこうという、きのうのNHKのニュースでありました。ちょっと調べて見ましたら、読んでみますけれども、三井住友信託銀行は6月認知症などで契約者の判断力が衰えた場合に備え、代理人が信託財産を引き出せる商品の取り扱いを始める。毎月の支払額に上限を設けたり、第三者を交えて代理人の不正を防いだりする機能を盛る。長寿化で認知症を患う人の増加が見込まれる中、高齢者の資産管理を担う看板商品に育てる。元気なうちに本人と契約すれば、指定した代理人に月20万円まで振り込んだり、用途を限ってまとまった資金をとというようなことが出ております。

したがいまして、非常に何ていいますか不正というのがあるわけでございますけれども、そのチェック体制、強化ですね、これをしなければならぬというふうに思っておりますが、チェック体制はどのように考えていけばよいと思われませんか。お伺ひいたします。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。議員の申されますとおり、後見人によります不正も問題というふうになっております。例えば、子どもが親の後見人となっている場合、親の財産や年金を自分の生活費に充てたり、それから借りたりするという行為は原則として禁止されます。ただそれも悪意ではなく、親のお金だから自由に使ってもいいと思ったなどという知識不足が原因で財産を使いこんでしまうとするケースが多いようでございます。

御質問のチェック体制についてでございますが、市町村には誰がどなたの後見人であるなどの情報はなく、チェックするという権限もございません。町としましては、制度理解を進めるための相談、啓発を行うことというふうになってまいります。

後見人が適切に財産管理や身上監護に関することについて活動を行っているか、本人の財産の侵害などしていないかという確認をしていくのは、家庭裁判所や必要によって設置されます後見監督人というふうになっております。

成年後見人は、少なくとも年に1回は本人についての財産目録などを家庭裁判所に提出し、後見人が1年間どのような活動を行ってきたかの事務報告を行って裁判所の監督を受けます。その中で、裁判所が本人の財産を侵害していないかなど厳正なチェックをおこなうことというふうになっているようです。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。いろいろ答弁をしていただきました。何で私がこの問題、専門外なんですけれども何でしたかと言いますと、やっぱり障がい者持っておられる親御さん、両親が相当やっぱ心配しておられるというようなことでこの問題を取り上げたわけでございますけれども、今後いろんな、今さっき銀行の話もしましたけどいろんなことがどんどん出てくると思いますけれども、非常に今からこの認知症とかそういう問題が多く出てくるだろうというふうに思っておりますので、どうかいろいろと検討されまして前にどんどん進んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

次に、道路維持管理についてお伺いいたします。

1番目の道路愛護事業の内容と実績についてお伺いします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。道路愛護事業の内容でございますが、10メートル当たり10円、それから参加者1人につき150円を算出基礎として、年3回を限度として事業を行っております。平成30年度の実績については、37地区は道路愛護報奨金を活用されております。

また、地区の面積等により差はありますが、5キロ以上作業をしていただいている地区も数地区ございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） ありがとうございます。いろいろ内容と実績を報告していただきました。

次に2番目ですね。町内の道路において両方より草が伸びまして、側溝がわからない状況が多く見受けられます。これは交通事故発生にもつながると思います。地域の道路においては、地区住民の協力を得て草刈り作業及び側溝の清掃ができる体制ができるのが一番いいわけでございますけれども、私がいます羽根田地区においても住民の協力を得て道路の草刈り作業を行っております。

今回、今まで行っていない羽根田坂の草刈り及び側溝の清掃を、町に頼ることではなく地区住民でやらなければならないのではないかという話が地区で出まして、一応11月に以降に実施する予定にしております。しかし、地区住民の高齢化がやはり進み、作業の負担も大きくなっております。意欲を持って取り組んでもらうためにも、予算の増額はできないのかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。道路愛護事業につきましては、単価の増額要望も来ているところです。町としましては、先ほど議員が申されたように地元の方の協力をいただいておりますので、来年度から増額する方向で検討したいと考えております。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 13番。ありがとうございます。増額をしていただくということで返答もらいましたので、ありがとうございます。

現時点では各地区の取り組みはできると思いますけれども、高齢化が進んでおりますので、今後の体制づくりも考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

ひとつ私からこの提案をしてみたいというふうに思っております。隣の新富町において、20年以上前にすぐやる課が設置されておりました。そのときは道路等の草刈り作業を職員なんかでやってたと思うんですけど、今現在は地域の団体に委託して町内道路の草刈り作業を年間を通じて行っており、新富町の道路においては行き届いた管理がなされております。

これは皆さん、新富町内を普通の日に通ったときに、トラクターで道路の草刈り作業を見られた方がいるかと思いますが、そのことなんですけれども、新富町の地域の団体を紹介しますと作業員4名程度でトラクター1台に、畜産農家が使用する草刈り機を装着して道路の草刈り作業を行っております。道路標識等の周辺はさきの機械は使用できませんので、人力での草刈り機を使用して作業を行っております。

新富町の事業内容ですけど、一応事業名は公共施設維持管理業務委託で、業務内容は、1つ目は町における道路の草刈り、簡易な整備、補修、清掃、2つ目は公益住宅の簡易な補修、3つ目、住民の生活環境整備、4つ目、前各号に掲げる業務の記録、5番目、その

他新富町が指示する事項で、使用する物件がいずれも町有のものでございまして、軽貨物自動車、それから2トンダンプ、グレーダー、グレーダーていいますとトラクターの前にショベル上げるやつですね、あれと思いますがグレーダーと普通ボンゴ、草刈り用トラクター、軽作業工具類等を使用してもらってます。この新富町の例も参考にしてもらいまして、今後の事業を考えていただきたいというふうに思っております。

これは建設管理課長の答弁は求めませんが、今後これやっぱり高齢化が進んでおりますので、私も町内の裏通りていいますか、表通りじゃなくて町内の裏通りの道路が相当草が茂って交通事故につながるのではないかとというふうに常に思っておりますので、地区住民の草刈り作業というので事業がありますけれども、なかなかこれが協力が今後できなくなるのではないかとというふうに思っておりますので、新富町の例も参考にさせていただき、今後そういう事態になったときには参考にさせていただきたいというふうに思っております。

次に、各地区の道路を見てみますと、老朽化に伴い舗装の凹凸が散見されます。また、地域の人からも舗装の張り替えをしてほしいとの要望があります。執行部としては、舗装の点検、修繕等のように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。舗装の点検につきましては、嘱託員による巡回及び職員の道路点検等を実施しているところでございます。点検結果や町民の方々からの通報による簡易な修繕は随時実施するとともに、工事の必要な箇所につきましては年次的に補修工事を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 今課長のほうから答弁をいただきました。町内の裏通りの道路ですね、非常に老朽化が散見されておりますので、今後とも地区住民の意向を聞いていただきまして、きれいな道路に保っていただきますようお願いを申し上げまして、短かったですけれどもありがとうございました。

これで、13番、日高正則の質問終わります。ありがとうございました。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 次に、10番、古川誠議員の質問を許します。

○10番（古川 誠君） 10番、古川誠です。お昼からも引き続きの傍聴ありがとうございます。暑い中ではございますが、もう少しおつき合いたいと思います。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

前回の質問で、私は秋月種茂公没後200年についてというテーマで、秋に開催されますシンポジウムについてや秋月墓地整備について質問をさせていただきましたが、今回も引き続き種茂公や先達たちが残した功績をどう学び伝え、さらにどうしたら地域を担う人

材の育成や高鍋町を誇りに思う愛着の醸成につなげていくかということまで質問をさせていただきたいと思っております。

前回は話をしましたが、ことしは秋月種茂公没後200年を迎え、種茂公が設立した明倫堂からは石井十次や鈴木馬左也など偉人を輩出しており、それぞれの分野で大きな功績を残しております。また、実の弟であります上杉鷹山公は、米沢藩を立て直した名君としても有名であります。

そして、その種茂公は国づくりは人づくりという思いから人材育成を行い、今でいう児童手当の支給を先駆けて行い、産業振興にも力を入れ、財政の再建と藩の発展に力を尽くしました。

また、石井十次は、福祉という概念すらなかった明治時代に、日本で初めて孤児院を設立し孤児救済に力を尽くしました。孤児には教育を行い、手に職をつけさせて自立へと導き、救済した孤児の数は3,000名近くに及びます。その偉大な功績から児童福祉の父と呼ばれ、安倍首相の施政方針演説に石井十次の言葉が引用されたのも有名な話です。このような偉人たちの功績はこれまでもこれからも語り継がれるべきものであり、高鍋町民として大切にしていかなければならない歴史だと思っております。

そして、地域を担う人材の育成の観点からも、現在ふるさと教育の充実が求められるようになってきています。その背景には、人口減少問題が大きくかかわっていますが、現在日本は急激な社会の変化や情報化、都市化による共同体の崩壊などの影響で、地域社会への帰属意識や地域社会での人間関係が希薄になってきていると言われております。

しかし、このような時代だからこそ生まれ育った、また今現在住んでいる地域で自己の原点を探ったり自然を体験したり、さまざまな人との交流の中でお互いを認め合ったりしながらふるさと教育を推進していくことは、活力と思いやりあふれるふるさとづくりとグローバル社会で活躍する人づくりにつながっていくのではないかと考えております。

そこで伺います。ふるさと教育の推進についての①高鍋町が考えるふるさと教育のあり方、目指す形、そして②現在小中学校で行っています取り組みについてお聞かせください。

以上、登壇しての質問とし、質問事項1の高鍋町のふるさと教育の推進についての③以降の詳細と、質問事項2の学校給食については発言席にて質問を行います。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。お答えいたします。

児童生徒それぞれが自分の人生、すなわちキャリアについて考え学ぶのがキャリア教育であるとするならば、人生の出発点となるふるさとについて学ぶふるさと教育は、キャリア教育の基本であると考えております。

そういう意味で、本町のキャリア教育支援センターが地元高鍋町の歴史や魅力を子どもたちや保護者に伝えることを目標に掲げながら学校への支援をいただいておりますことは、大変ありがたいことだと考えております。

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、かつては改めて取り上げなくても働く大人の後ろ姿から、あるいは通常口ずさむ校歌の歌詞などから実生活の中で自然と感じ学んでいたものをあえてカリキュラムとして取り上げたのがキャリア教育であり、本日取り上げられてますふるさと教育といえます。

まずは周囲の大人たち自身がふるさと高鍋のよさを再確認し合うことが大切であり、そのような環境の中で育った子どもたちが、今は自覚しなくともやがて自分の生まれ育った環境のよさに気づいていく、場合によってはそして帰ってきてくれる、そんなふるさと教育こそが望ましいのではないかと考えております。

次に、小中学校で行っている具体的な取り組みについてでございますが、現在小中学校においては総合的な学習の時間を中心に、高鍋町の歴史や自然、産業などを素材にしたふるさと学習を展開しております。

高鍋の歴史という観点では、小中学校の総合的な学習の時間や社会科等において、石井十次や秋月種茂等の偉人、先ほど議員が申しましたように数多くの人材を輩出しておりますので、多くの教材がありますのでそのような教材について学習しております。学校によっては道德の時間にも取り上げたり、それから石井十次を偲ぶ会等で発表したりする、そういうような形でカリキュラム化しております。

高鍋の自然という観点では、小学校の総合的な学習の時間においてアカウミガメや高鍋湿原について学んでおります。その他、高鍋の産業という分野では、小学校の生活科や社会科等で、中学校の職場体験等で地域の産業について学んだりしております。

それから、高鍋の伝統・文化という観点では、小学校における灯籠まつりへの参加でありますとか、それから中学校においては鳴野棒踊りを学んだり、そのような形で具体的なふるさと学習を展開しております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。それでは、一般の方を対象としてはどのような取り組みを行っていますでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。学校教育以外の教育を社会教育として位置づけまして、社会教育課のほうで担当しております。

社会教育の分野で、一般の方を対象としましたふるさと教育といたしましては、公民館講座の中の歴史講座、生涯学習係におきましては60歳以上の方を対象といたしました高鍋学園、文化係のほうでは高鍋湿原ボランティア養成講座、それから高鍋湿原秋の草花観察会、アカウミガメ講座、子ども明倫塾、郷土偉人に関するシンポジウム、埋蔵文化財係としましては県と共同で行っております古墳講座、それから図書館のほうでは、こちらも一般の方を対象としました古文書講座初級編、このような取り組みを行っておるところです。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 大変たくさんのお取り組みを行っているということですが、しかし今現在、高鍋町に愛着を持ち誇りに思う児童生徒や町民が多いかというのと、私はそう多くないような気がしています。そこでお伺いしますが、高鍋町の児童生徒や町民を対象に、過去高鍋町を好きですかなどのアンケートを行ったことはありますでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 児童生徒を対象としたアンケートにつきましては、少し古い数値ではございますが、平成23年度に高鍋町教育研究所がふるさと学習をテーマにした研究の中で、東小学校の2年生、東中学校の2年生を対象にアンケート調査を実施しております。

このアンケートの中で、高鍋町についてどう思うかという問いに対しまして、東小2年生では好きと答えた人が79%、どちらかというのと好きと答えた人が21%、東中2年生では好きと答えた人が59%、どちらかというのと好きと答えた人が38%、どちらかというのと嫌いという結果になっております。

次に、町民を対象としたアンケートにつきましては、高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基礎資料といたしまして活用するため平成27年にアンケート調査を実施しております。

このアンケート項目の中で、高鍋町のことが好きかという問いに対しまして、とても好きと答えた人が20.8%、まあまあ好きと答えた人が56.2%、どちらともいえないと答えた人が19.0%、余り好きではないと答えた人が2.9%、嫌いという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） アンケートの実施を行って過去いるようですが、町が想定していた回答、また思うような結果としてはあらわれていないような気がします。それはなぜかと私も考えてみたのですが、その一つに伝える人、また伝え方もあるのではないかと思います。

そこで、現在学校の先生方にはどのように、高鍋町が考える独自のふるさと教育の教育方針を伝え、そして浸透していくために研修などを行っていますでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。ふるさと教育の基本方針につきましては、高鍋町教育基本方針の重点施策の一つとして、郷土を愛し自信と誇りを持つ子どもを育む学校教育を掲げ、各学校ともこの方針に基づき学校経営を行っているところでございます。

また、教職員への研修といたしましては、新規採用職員を対象といたしまして本町の歴史、偉人等の講話をとおして歴史と文教の城下町たかなべの理解を深めることを目的とし



た研修を実施しております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 最近は働き方改革なども言われていますが、時代の流れとともに学校の先生同士も職場だけの関係になったり、人間関係が希薄化してきているような気がします。ですので、学校だけに任せるのではなく、教育委員会がリーダーシップをとりふるさと教育を進めていってほしいと思います。

次に、高鍋の偉人たちの功績をどう児童生徒に伝えていくかですが、西小学校では積極的に石井十次を教材にしてさまざまな取り組みを行っている印象があります。私も4年生まで西小学校でしたので、石井十次の生家に行ったり、上級生が劇をしたりしているのを見てすごい人なんだなと思ったのを今でも覚えています。

東小では人形まつりを行っていて、それはそれで素晴らしい取り組みだと思いますが、小中学校4校では石井十次を教材にしてどのような教育を行っていますでしょうか。また、秋月種茂公に関しては、余り教材として十分に上げられていないように思いますがいかがでしょうか。先ほどの質問と重複しますがよろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。小中学校4校とも、総合的な学習の時間などで町のよさや偉人を学習する時間があり、石井十次についてみずから調べ発表することで深く学び、ふるさと、郷土を愛する心を育む取り組みを行っております。

秋月種茂公につきましては、小学校3、4年生の社会の授業で使用する副読本、私たちの高鍋町で郷土の発展に尽くした人を学ぶ際に秋月種茂公についても学習をしております。

議員が申されたように、西小学校では9月の参観日に道徳授業として石井十次について学んでいるほか、石井十次顕彰会や偲ぶ会で3年生から6年生が習字、演奏、劇などの発表を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。それでは、義務教育の出口であります中学3年生の段階では、高鍋町としてはどこまでの知識が定着していることが望ましいと考えますか。お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。どこまでの知識が必要かという問いに対するお答えとして適当ではないかもしれませんが、教育委員会では平成21年度にふるさと学習カリキュラム編成委員会を立ち上げ、各学校で実践しているふるさと学習の内容などをまとめた実践事例集を作成しております。

この中で、ふるさとに愛と誇りを持つために目指す子どもの姿を第一段階から第5段階まで定義しておりますけれども、最終段階である第5段階で目指す姿を高鍋町の将来と自

己の生き方を結びつけて語れる子どもと定義しているところがございます。

石井十次の生き方、種茂公の功績等を学ぶ中で、それを自分の生き方としてどう結びつけていくか、そのようなことができる能力を持つ子どもを育成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ぜひ子どもたちが大人になっても心に残っているような学びの機会をつくってほしいと思います。

私も先日、稲井課長が講師を務めました歴史講座を受講しまして、縄文時代から現在までの高鍋町の歴史を学び、郷土の歴史を知る大切さを改めて感じたところですが、ふるさと教育の授業で取り上げる地域素材は児童生徒の発達段階に応じて教材化していくことが必要だと思います。

以前、高鍋町でも小中学校の教職員で構成する教育研究所が、ふるさと学習を研究課題に研究に取り組んだ経緯があると思いますが、その取り組みの成果をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。ふるさと学習に対する高鍋町教育研究所の取り組みと成果についてでございますが、平成19年度から23年度までの5カ年にかけて、ふるさとへの愛と誇りを持つ児童生徒の育成を主題とした研究に取り組んでおります。

その成果といたしましては、ふるさと学習について小学校から中学校までを見通した計画を作成したことで学習内容の重複をなくし、より深化、深めさせることができたことや、先ほど申し上げました各学校で取り組んでいるふるさと学習の内容などを紹介する実践事例集を取りまとめ、情報交換することでふるさと学習のより一層の充実を図ることができたものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） その当時はふるさとマップという資料を教育研究所が町内学校の全職員に配付し、授業での積極的な活用を図ったこともあるようですが、そのような取り組みは現在のふるさと教育に引き継がれていますでしょうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。ふるさとマップについてでございますが、高鍋町教育研究所でふるさとマップを平成19年度、20年度に作成し、当時町内の全教職員へ配付をしたところでございます。

平成21年度には、夏季夏休み休業中の自由研究の研究例といたしまして高鍋町の自然を上げ、ふるさとマップを活用することにより児童生徒の興味、関心が高まるように事前学習に取り組んだところでございます。

現在は、当時のふるさとマップは使用しておりませんが、それにかわるものとい  
たしまして社会科副読本私たちの高鍋町を総合的な学習の授業等で活用しているところ  
でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。形は変わっていますが現在も取り組みは引き継がれて  
いるようですが、その教材は学年学年で考えるのではなく小中学校が連携をして9年間、  
小中高連携を考えますとこれからは高鍋高校、高鍋農業高校も含め12年間を通して継続  
的に学習していくことが望ましいと思いますが、町として今後協力や連携をしていくお考  
えはありますでしょうかお伺いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。高鍋高校、高鍋農業高校との連携につ  
いてでございますが、平成30年12月に本町並びに高鍋商工会議所と両校の間で地方創生  
とキャリア教育の推進に係る包括連携協定を締結しているところでございます。

このキャリア教育のような取り組みを参考に、次世代を担う人材の育成及び地域学習の  
推進などについて連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。これは私の経験からですが、高鍋高校、高鍋農業高校  
の校長先生は、非常に小学校中学校との連携に協力をしてくれますし、高校生が地域に貢  
献する取り組みにも前向きです。高鍋の高校生が高鍋を知り学ぶことも大変いいことだ  
と思いますので、積極的に連携をしていってほしいと思います。

それでは、次に2020年度より小学校で、2021年度より中学校で新しい教育指導  
要領がスタートしますが、子どもたちの生きる力を育むために学校現場では各教科の連  
携を図り、横断的で総合的な指導の推進とそのカリキュラムマネジメントの重要性が文部科  
学省から示されています。そこで、現在の高鍋町の取り組みの状況とふるさと教育にどう  
生かしていくかのお考えをお聞かせください。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 各地域住民の各地方における、あるいは各地域住民のその意向  
を大切にすべきという視点から、各学校や各地域の強み、あるいは弱みを自覚した上でそ  
れぞれの実態に応じたカリキュラム、つまり教育課程をそれぞれの各地域が主体的に、あ  
るいは各学校が主体的にマネージ、運営すべきであるという、これがカリキュラムマネジ  
メント、今文部科学省が強調しているそのようなメッセージだと考えております。

そういう中において、現在本町では人口の割に学校数が少ない、小中4校が近接してい  
るという強みを生かして、4校合同で小中9年間の発達段階に応じた効果的な教科指導の  
研究に取り組んでおります。

また、8月よりALTの増員により東西の各校区にALTを常駐することがおかげさまでできました。ALTについては、宮崎市の事例が大きく取り上げられておりますけれども、人口の割に校数の少ない本町のコストパフォーマンスの高さを示す事案と思われれます。強みではないかと思っております。

一方、課題となっております特別支援教育においては、現在生活支援の増員などで対応しておりますが、これもある意味では他地域に比べても手厚い対応をしていると思っておりますけれども、長期的には学校全体の指導の中で子ども一人一人の肯定感を大切にしながら、社会の中でどうやって生活していくか、そういうソーシャルスキルをどうつけさせていくかがこれからの大きな課題になると思っております。

その際、基本的な教えとして有効なのが新明倫の教えではないかというには私は考えております。先賢の教えを身近な振る舞いの中で、日々の振る舞いの中で知らず知らずのうちにもし行うことができるのならば、これもまた意義のあるふるさと教育じゃないかそう考えております。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。丁寧な御答弁ありがとうございます。

スイスでは、小学校の体育というかわかりませんが、かけっこをした後そのタイムをもとに時速秒速を計算したり、脈を測ってなぜ走ると脈は早くなるのかといった教科横断的といえるような授業を行うそうです。同じことをしてくださいとは言いませんが、工夫次第ではさまざまな学びがつながるのではないかと思います。

それでは次に、ふるさと教育についての地域人材の活用についてですが、現在行っています取り組みとどのような方々に協力をしていただいていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。地域人材の活用についてでございますが、総合的な学習の時間におきましてアカウミガメや高鍋町の産業などの講話を地域の方に行っていたり、高鍋湿原を見学する際には湿原ボランティアガイドによる案内を行っていただいております。また、東西中学校の2年生が職場体験学習を実施いたしますけれども、その体験学習の受け入れ先としてたくさんの町内の事業所等に御協力をいただいております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。高鍋町には、学校などの協力の依頼に快く協力をしてくださる方もたくさんいると思いますので、積極的に授業に取り入れてほしいと思います。

それでは次に、今後ふるさと教育の取り組みを進めていくに当たっての提案をさせていただきます。

観光教育という言葉聞いたことがありますでしょうか。観光教育は、次代を担う子どもたちがそれぞれの地域の観光資源の魅力をみずから発信できる力を育むため、また観光分野における人材育成を目指し観光庁が取り組んでいる政策ですが、観光庁では、学校教育の現場において無理なく効果的に観光の視点を取り入れた授業を実践できる観光教育のプログラムの開発支援等を行っております。

現在、日本は本格的な人口減少に入りましたが、こうした状況の中で一定の経済成長を維持していくための方法は、労働生産性を上げることや交流人口をふやすことが考えられますが、観光は雇用やビジネスの創出、社会基盤の開発などをもたらし、地域経済発展を牽引する重要な役割を果たします。

また、日本政府は訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人という目標を掲げ、住んでよし訪れてよしの国づくりに官民一体となって取り組んでいます。

そこで、学校現場では2020年以降新学習指導要領が全面实施され、学習や指導方法の改善が図られ、その中で観光は主体的対話的で深い学びの実践に大きく貢献できると思われまます。

そして、学校の授業としては総合的な学習の時間に観光教育に取り組むことになると思いますが、時事問題を題材に観光について考えたり、統計調査の数字を見たり、観光教育の教材になり得るものはたくさんあり、社会科や英語などの科目にも通じる部分もあるので、相乗効果も期待できます。

観光教育のモデル校であります那覇市立開南小学校では、4年生と5年生が観光を単元とした授業を行い、フィールドワークでは観光客でにぎわう那覇市中心部の繁華街にある国際通りで観光客にインタビューを実施します。

沖縄旅行の理由、沖縄のどこに魅力を感じるかについてや、買い物、祭り・イベント、歴史、生活文化、食べ物、自然の6つの項目から最も当てはまるものを選んでもらい、事前に学習した英語や指差ボードを使って外国人観光客とも積極的にコミュニケーションを試みます。

調査結果は持ち帰り、観光客に支持されている地域の魅力、まだ生かされていない地域の魅力などについて分析しクラスで共有します。

これは、観光地である沖縄だからできる授業かもしれませんが、このようにみずから学ぶことで知識は定着していきますし、今までわかっていたはずだけど改めて気づくこと、さらにもっと気づくことということもあり、このような体験を通じてこれから生きていく上で必要なさまざまな力が身につくのではないかと思います。

そこでお伺いしますが、事前にほかのモデル校の事案も案内をしていると思いますが、このような取り組みについてどう思われますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（川上 浩君） 教育長。那覇の開南小学校の事例等大変参考になりました。設

定したテーマ、課題に取り組む中で、他教科の学力も、ただいま社会科とか英語とかありましたけどもそういうの身につくと。そして、加えてその学習を通じて社会とのつながり、つまり学ぶことの意義を実感させるという意味では、そういうことを目標とした取り組みだと思いました。

ただ、一方このような学習の実践につきましては、実は私も経験があるんですけども、極めて準備等に時間と労力を要します。そして、それが長期的に効果となっているかについてはまだ十分な検証はなされていないのではないか、というふうなことも今の段階では考慮すべきであると、そのように私は今捉えております。

主体的対話的というふうなキーワードがよく取りざたされるんですけども、小中学校の発達段階から申し上げますとまずはしっかりと知識、理解の上に、思考力、判断力、表現力を身につけさせて、その学習の結果として主体性や対話できる力がつくというそういった過程を踏むべきではないかと考えております。

この順番を間違えますと、学校現場は大きく混乱するのではないかというふうな危惧も現実抱いております。地味であっても、先ほど申し上げましたような地域の強みを生かした着実な教育実践の充実に努めていきたいと考えてるところであります。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ありがとうございます。観光教育の学習効果は、地域に関心を持ち、これまで気づかなかったことに着眼することで児童生徒の探究心を刺激し、また観光は生徒が楽しく学習できるテーマでもあり、教える側も創意工夫しながらの準備も楽しく、より深い学びにつながると思いますので、また御検討をよろしく願います。

ふるさと教育の目的は、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育てることですが、最終的には高鍋町にいてもいなくてもふるさと高鍋を思う人材を多く育成することがふるさと教育の目指す目標だと思いますので、先ほども申しましたが積極的な取り組みの推進をよろしく願います。

それでは、続きまして学校給食について質問をさせていただきます。

文部科学省が実施しました平成30年度学校給食実施状況等の調査の結果で、学校給食の全国の実施率は小学校で約99%、中学校では90%近くになっており、現在学校給食は健康の増進や心身の成長に貢献することはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割を担っています。

また、児童生徒が学校給食を食べる時期というのは身体的にも精神的にも急速に成長する時期であり、バランスのとれた正しい食生活を送ることが日々の健康な生活を送るには欠かせず、給食は栄養バランスが取れた食事ができるように工夫されており、児童生徒の健康と成長に大きな役割を果たしています。

そこで高鍋町の現状ですが、小学校はそれぞれの学校での自校方式、中学校は給食センターでの共同調理方式となっており大変恵まれた環境で、味に関しましても大変おいしいと児童生徒、また先生などからも聞いています。しかし、近年偏った栄養摂取、朝食を食

べないなどの食生活の乱れや肥満傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化してきています。

そこで、子どもたち食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要だと思いますが、現在高鍋町が行っています食育とその実施状況、また地産地消への取り組みなどあればお聞かせください。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。学校給食におきます食育及び地産地消への取り組みについてでございますが、小中学校とも夏休みなどの長期休業期間を除きまして毎月給食だよりを発行し、食事をとることの大切さや栄養バランス等について啓発をしているほか、栄養教諭によります食育の授業を行っているところでございます。

次に、地産地消の取り組みについてでございますが、みやざきの食と農を考える県民会議で毎月16日をひむか地産地消の日とし、食育と地産地消を実践する日と定めているところでございます。本町の給食におきましても、ひむか地産地消の日には宮崎県産の食材を使用し、地産地消に努めているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。それでは、地場産品の使用状況、また姉妹都市の食材の使用などありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。地場産品の使用状況についてでございますが、お米、キュウリ、キャベツは高鍋町産の食材を使用することが多く、そのほかにはピーマン、ニラ、ズッキーニ、オクラなども町産のものを使用しております。

また、姉妹都市の食材使用につきましては、平成26年に山形県米沢市から黒牛和牛鷹山牛が送られ、牛丼として給食でふるまったことがございますが、近年では姉妹都市の食材を使用した実績はございません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。地元の食材、姉妹都市の食材などを使うことで地域を知り、いろんなことに興味を持つことにもつながると思いますので、ぜひこれからも進めていってほしいと思います。

次に、朝ごはんについてですが、2018年度の文部科学省の全国学力学習状況調査の結果から、朝食を毎日食べるは84.8%、どちらかといえば食べるが9.7%、余り食べていないが4.1%、全く食べていないが1.4%と、15%を超える小学生が朝食を毎日食べる習慣が身につけていないということが示されていますが、朝食抜きで登校する子どもについての心身への影響についても、見過ごすことができない大きな問題となっております。

ます。

そこでお伺いしますが、高鍋の子どもたちの朝食摂取の状況と、最近は菓子パンのみで朝食を済ませる家庭も多いと聞きますが、どのような指導や働きかけを行っていますでしょうか。あわせてよろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。高鍋町学校保健会では、毎年子どもたちの生活に関するアンケートの実施とその分析を行っております。

朝食につきましては、約87%が毎日食べているというふうに答えておりますが、残りの13%の児童生徒は朝食をとらない日があるというふうに答えているところでございます。

このため高鍋町学校保健会が発行いたします高鍋すこやかだよりでアンケート結果を掲載し、栄養バランスのとれた朝食をとることの重要性についての啓発を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。栄養教諭の先生などの地道な働きかけが一番有効だと思いますので、機会あるたびに啓発をしていただきたいと思います。

では次に、給食を安心・安全に提供するために食中毒の予防など、衛生管理には非常に気を使っているところだと思いますが、過去数年間で何らかの事情で給食を提供できなかったことはありますでしょうか。また、その際の給食の対応はどのようにいたしましたか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。本年の4月に、東小学校におきましてノロウイルスに感染した調理員が給食調理業務に従事していたことから、3日間給食の提供を停止いたしました。家庭訪問期間中であったことから、その3日間は4校時終了後11時55分、お昼前に下校させる措置をとったところでございます。

また、平成27年2月の中学校給食におきまして、給食を配送する職員が配送中に体調不良を起こしましたことから当日の給食の提供を停止し、県学校給食会からのパンの提供に切り替え、翌日は弁当持参の措置とったことがございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 起こらないことが一番ですが、こういうことはいつ起こるかわかりませんので、日ごろからの危機管理や素早い対応をよろしくお願いします。そして、原因を究明し再発防止策を講じることが大事だと思いますが、町として十分に行っていませんでしょうか。

また、高鍋町の給食の調理業務は入札による業務委託だと思いますが、業者が変わる際



の衛生管理の引き継ぎなどはどうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。再発防止についてでございますが、先ほど東小学校のノロウイルスの事例を申し上げましたけれども、この事例につきましては、簡易検査では陰性であったんですけれども精密検査で陽性であったということで、検査体制に問題があったというふうに認識しておりますので、委託業者のほうにこの点につきましては厳しく指導をしたところでございます。

また、給食の異物混入の可能性についてにつきましては、ひとつは納入する食材に異物が混入しているケース、それから調理の課程で異物が混入するケース、3つ目は調理後に学校等の配膳において異物が混入するケース、3つのケースがございますが、食材を納入する場業者につきましては、昨年度の末に今年度に向けてそういった食材の異物等混入がないような形での安心・安全な食材の納入をお願いする等の意見交換会を実施しております。また、学校での配膳等につきましては、栄養教諭それから給食担当の先生による子どもたちへの指導等を行っているところでございます。

その次に、給食調理業務につきましては、委託期間を3年間といたしまして入札により委託業者を決定しております。入札で業者が変更することはございますけれども、入札の際仕様書に法令上の責任、それから衛生管理等の必要事項を記載しており、仕様書どおりに業務を行うことを明記しておりますので、衛生管理につきましては業者が変わっても問題がないものと考えております。

また、委託業者が変更となりましても、調理員は継続して雇用されることが一般的であること、また施設は町の責任で管理することから、業務の引き継ぎについても問題がないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。安全対策につきましては十分行っていることがわかりました。

それでは、次にアレルギー対応についてですが、現在の対応状況をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。アレルギー対応についてでございますが、全校児童生徒を対象に食物アレルギーに関するアンケートを実施し、対応を希望する保護者につきましては、面談を実施の上、当月の献立表を前月末までにお渡しし、その対応を確認していただいているところでございます。

調理場での具体的な対応といたしましては、アレルギー原因食材を除去して提供する対応、いわゆる除去食です。それから、代替品を提供する対応、代替の物資をとることができない場合には、家庭から持参してもらう対応をとっているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） ありがとうございます。ちゃんと対応ができていているということで安心をいたしました。児童生徒もできるだけみんなと同じ献立を食べたいと思いますので、先生、調理担当の方は大変だと思いますが、引き続きの保護者との打ち合わせ、連絡等を行っていただき、対応していただければと思います。

それでは次に、高鍋町が食育の一環として児童生徒を対象に行っています弁当の日の取り組みについてですが、高鍋町は県内でも一早く取り組みを始め、食育に取り組んでいるところであると思いますが、各校の取り組みの状況をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。弁当の日の取り組みについてでございますが、子どもたちが自分でつくったお弁当を持って登校し、皆で会食するといった弁当の日の取り組みは、食に対する関心、意欲、それから感謝の心を育み、自分の食をみずから担う実践力を養う上で大きな効果があるといわれております。

また、弁当づくりの一連の作業には、みずから考え判断し、表現する力の全てが凝縮されておりますので、生きる力そのものが生まれ、あわせて子どもの自立、豊かな心の育成、学級や家族のきずなづくりなど子どもの成長を支える豊かな環境の醸成にも効果があると言われております。各学校とも社会見学や遠足の日などを弁当の日として設定し、年1回以上は弁当の日に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。取り組みも定着しているようですので、引き続きの推進をよろしく願います。

次に、土曜日、日曜日の休日に登校する際の給食の対応についてですが、保護者としては給食を提供してもらったほうが助かると思いますが、現在の状況お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。休日に登校する場合の給食の対応についてでございますが、小学校につきましては、参観日などが行われる土曜、日曜に給食を提供することがございますが、中学校では近年は休日の給食提供は実施をしておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。今の答弁にもありましたが、中学校では近年給食の実施を行っていないようですが、中学校は休日の給食の提供はできないのでしょうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。中学校給食共同調理場における給食調理、配送等業務委託では、東西中学校の日程が同じ場合に限り土曜または日曜に給食を実施す

ることがあるとしております。

近年では、東西中学校で同じ日の休日に行事があることが少ないこと、それから休日に先ほど申しました弁当の日の取り組みを行うことがあることから、休日の給食を実施していないものと思われます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。今の御説明でもありましたが、小学校は自校式ですので各校での対応、中学校は共同調理方式ですので両校同じ日に行事等を行わないと給食は提供できないということですが、次の調理業者の入札の際に両校一緒になくても給食を提供できるよう契約条件の変更もできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。土日の休日に給食を実施するためには、食材を納入する業者、それから給食を配送する方、調理員の日程調整が必要であること、それから調理場内の清掃時間などを確保する必要があるがございますので、まずは東西中学校間で同日の休日の行事の開催、それからその同日の休日に開催した行事の振り替え、平日に振り替え休業日を設定しますけれども、同じ日に振り替え休業日の設定が可能かどうかについて、検討する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。保護者の負担軽減のためにもぜひ、できれば検討をよろしく願いいたします。また、給食の調理担当の方々には毎日大変だとは思いますが、これからも子どもたちの笑顔と「おいしかった」のために頑張っていただきたいと思ます。

それでは、次に給食試食会などを通じて保護者への食育の啓発や地域との交流を行うことも大切だと思いますが、各校の取り組みの状況をお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。保護者への食育啓発や地域との交流についてでございますが、中学校の給食につきましては全国学校給食週間にPTA役員に対する給食試食会の開催、また東中学校では年1回参観日にPTAの給食部を対象に試食会を開催し、栄養教諭による献立や栄養管理についての説明を行い、食育の啓発を行っているところでございます。

小学校におきましても、PTA役員へ試食会を行っているほか、安全見守り隊など学校ボランティアに御協力をいただいている方に対する感謝の集会時に、給食を試食していただいているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。それぞれの学校で取り組みを行っているようですが、今後さらに推進し、取り組みを行っていくお考えはありますでしょうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。今後の取り組みについてでございますが、先ほどお答えしましたボランティアの方々に対する給食試食会の参加者が少ない現状がございますので、もっと参加しやすいような工夫、啓発等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。ぜひよろしくお伺いいたします。

給食を教育だけでなく交流の場とも考えるなら、同じ釜の飯を食べるではありませんが、たまには町長や教育長も子どもたちと一緒に給食を食べてみてはどうかと思います。子どもたちは、町長や町政を身近に感じることができますし、町長もいろいろと刺激がもらえるかもしれませんので、ぜひ検討をよろしくお伺いいたします。

それでは最後に、給食費の徴収方法についてですが、高鍋町では平成20年度に未納金の増加を理由に地区徴収による納付に変更しましたが、再度納付変更の希望が多数あったことから平成27年度に高鍋町学校給食費納入方法検討会を設置し1年間協議し、平成28年度から口座振替と児童手当からの差し引きによる徴収に変わりました。

口座振替のできる金融機関をふやしたことで、未納者は以前のようにふえてはいないようですが、現在の給食費の徴収状況のおおよその概要と、未納者への対応はどうしているのかをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。給食費徴収状況の概要と未納者対応についてでございますが、昨年度の給食費につきましては支払いのおくれはございますが、最終的には完納をさせていただいております。

口座振替では、毎月25日に給食費が引き落とされ、引き落とされなかった場合には文書にて督促状を発行いたしまして、翌月の10日に再度口座から引き落としを行っているところでございます。

未納者への対応といたしましては、文書や電話にて督促を行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。最終的にはほぼ徴収ができていくということですが、やはり金額が大きくなると払うほうも大変になりますので、ためさせないという対策対応を行っていただきたいと思っております。

それでは、現在の徴収方法でありますM-NETを利用した口座振替と、児童手当から

の差し引きによる納付の違いを教えてください。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。M-NETと児童手当納付の違いについてでございますが、M-NETを利用した口座振替は毎月振替か年2回振替かのいずれかを選択しまして、学校給食費のほか副教材費、PTA会費等の学校納入金を納付していただいております。現在1件当たりの手数料は97円となっております。

次に、児童手当からの差し引きにつきましては、給食費と副教材費を差し引いており、PTA会費につきましては、児童手当からの差し引きは行なっていないところでございます。

また、一般の方は現住所地の自治体から児童手当が支給されるのに対しまして、公務員につきましては勤務先から支給されるため、公務員につきましては児童手当からの差し引きを行うことができないところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。PTA会費は児童手当からの差し引きは行なえないということでしたが、一緒に差し引くことができる何か方法はありませんでしょうかお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。PTA会費の差し引きにつきましては、児童手当法第21条で受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等について規定をされております。PTA会費につきましては、児童手当からの差し引きを行うことができないものというふうにされております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。わかりました。では、現在の口座振替と児童手当からの差し引きによる納付の比率はどうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。口座振替と児童手当からの差し引きによる納付比率についてでございますが、各学校によりばらつきはございますが、児童手当からの差し引きの割合は38%から46%となっております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。文部科学省は2019年1月の中央教育審議会による答申において、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成し公表しましたが、働き方改革が叫ばれている中、事務の先生方の業務の負担を軽減できるのであれ

ば私は取り組むべきだと思います。

先ほど2つの方法による納入方法の流れを聞きましたが、口座振替は給食費などの校納金が引き落とされなかったときの文書の送付や、最終的に学校へ持参されないときの連絡など児童手当からの差し引きに比べ事務手間が大変ではないかと思います。もし公務員世帯以外の世帯が児童手当からの差し引きになれば、随分業務負担の軽減になるのではないかと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。議員がおっしゃるように、児童手当からの差し引きがふえますと口座振替で引き落とされなかった場合の事務手続などが軽減されることになりますので、業務負担の軽減につながるものと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。取り組みが4校で推進され、現在口座振替の方の児童手当からの差し引きへの変更が進み、先生方の業務負担が少しでも軽減されるよう今後も取り組みを行ってほしいと思います。

これで私のきょうの一般質問は終わりますが、議員になり今回で4度目の一般質問となりました。議員としてはまだ1年を過ごしていませんが、議員の皆さん、執行部を初め職員の方には多くのことを学ばせていただいております。

また、先日は議会広報委員として悩み考える日々も過ごしました。人それぞれの正義はあると思いますが、これからは私も議員としてはもちろんですが、一人の人間として全ての町民の皆さんに思いやりと配慮を持って議員活動を行い、高鍋町の発展のために一般質問を当たっていきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（青木 善明） これで、古川誠議員の一般質問を終わります。

---

○議長（青木 善明） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、黒木正建議員からの一般質問は10日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なし認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。暑い中大変お疲れさまでございました。

午後2時22分延会

---